

議事日程（第2日）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員（10名）

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	西原朗	総務課長	林賢二
都市環境農政課 技術調整監	坂口雅紀	福祉健康課長	北村孝則
税務課長	渡辺雅尚	上下水道課長	川瀬豊
住民保険課長	加藤章司	収納課長	前田貞司
教育課長	有里弘幸	都市環境農政課長	奥村英人
会計室長	山中真澄		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安藤ひとみ	議会書記	恩田直紀
議会書記	沼波知樹		

○議長（戸部哲哉君） それでは、皆さんおはようございます。

すばらしい天候に恵まれて北中の運動会が始まったわけですが、天気予報を見てみますと、しばらくいい天気が続くようでして、小学校、保育園・幼稚園、天候に恵まれるといいなあと、そんなふうに思っております。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しております。ただいまから平成25年第6回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸部哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において4番 鈴木浩之君及び5番 安藤浩孝君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（戸部哲哉君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、歯と口腔の健康づくりについてお伺いいたします。

歯と口腔の健康づくりは、歯科疾患を予防するだけでなく、糖尿病や動脈硬化など、生活習慣病の予防、認知症予防や寝たきり防止につながるなど、全身の健康に大きな役割を果たしています。それと同時に、食事を味わう、会話を楽しむ、生き生きとした表情で交流するなど、生活の質の向上に直結するものです。

国において平成23年8月10日、歯科口腔保健の推進に関する法律が施行され、岐阜県においては平成23年4月1日、岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例が施行されました。いずれも歯と口腔の健康づくりが一人一人の質の高い生活の確保につながることや、日常生活での取り組みが重要であること、個人や関係機関、行政等の緊密な連携を基本理念に捉えています。

山県市では、平成16年度から虫歯予防対策として、市内の全ての幼稚園・保育園、小・中学校でフッ化物洗口事業が開始されました。その結果、児童期の虫歯保有者が減少し、県内でトップの成果を上げています。フッ化物とはフッ素のことを言い、人体中にはもちろん、地殻、海水、河川、植物、動物、食品など、ありとあらゆるものに必ず含まれています。フッ化物を上手に応用すると、虫歯に予防に役立つことが研究によりわかっています。

虫歯は、虫歯がつくり出す酸によって歯が溶けてできます。歯に対するフッ化物の働き、役割は酸に溶けにくい歯をつくる。歯の質の強化、酸によって溶けてしまったエナメル質を修復する再石灰化の促進、酸、酸性を抑制する細菌活動の抑制です。フッ化物の応用の一つとして、フッ化物洗口があります。これは一定の濃度のフッ化ナトリウムでぶくぶくうがいをする方法です。歯ブラシの届かないところにも届くという利点があり、虫歯予防に有効とされています。

歯が成長、発育途中である永久歯に生えかわる四、五歳から開始し、永久歯列が完成する15歳前後まで継続することが望まれ、洗口終了後も持続することから、今、山口市ではフッ化物の対象者を幼稚園・保育園児の年中児から中学校3年生までとしています。

ここで山口市の取り組みについて、成果を御紹介させていただきます。

幼稚園・保育園の園児には、年少期に保護者に対してフッ化物洗口の説明会を実施。その後、希望調査書を配付し、希望者のみにフッ化物洗口を実施しています。小・中学校児童・生徒には、入学時に希望調査書が配付されます。フッ化物洗口の実施回数は、幼稚園・保育園児は週5回、小・中学校の児童・生徒は週1回、給食後ブラッシングを行い、園児は、濃度250ppmのミラノール溶液を5から7ミリリットルで30秒間、児童・生徒は、濃度450ppmのミラノール溶液10ミリリットルで1分間フッ化物洗口を行います。

幼稚園児のフッ化物洗口を見てみると、子供たちは音楽に合わせて上手にできていました。先生に伺ったところ、最初は少し大変だったようですが、効果が確実に出ていることから、今は楽しみを感じていますとのことでした。

絶対に事故を起こさないように溶液の管理、使用機材の消毒等の徹底、実施マニュアルの整備もなされています。また、事業を継続していくための関係者への数年ごとの研修会を開催、子供たち、保護者たちへの健康教育、そして事業効果のデータの公開がなされています。こうした取り組みにより、事業開始後9年間で高い齲蝕抑制効果があり、15分の1に減少したとのデータが出ています。

また、開始当初、学校間、地域間の格差がありましたが、実施者数も実施率99.5%以上と、その格差も解消されました。さらに個人間の健康の格差の解消も見られ、ハイリスク者、虫歯の多い子供が減少しています。平成24年度12歳児1人当たり平均虫歯本数は0.12本となり、岐阜県内で虫歯本数が最も少ない市となり、トップとなりました。

山口市のフッ化物洗口事業は、ハイリスク者を含めたほとんどの子供たちの全ての永久歯に高い虫歯予防の効果があるということになります。この山口市の熱意ある取り組みを北方町の子供たちにもフッ化物洗口で、より虫歯予防ができ、生涯健康な歯でいてほしいと思います。適切な時期にフッ化物洗口を実施すべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

○議長（戸部哲哉君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） おはようございます。

まずもって、きょう北方中学校の体育祭、お忙しい中、開会式に御参列いただきましてありがとうございました。こうして皆様が子供たちのため、教育のために御支援をさせていただいて本当

に感謝しております。

では、杉本議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のように、歯は人生を楽しくするパートナーです。健康で豊かな人生を過ごすために大切なのは、食べることだと思います。食べるということは、人生の大きな楽しみでもあります。そして食べるときに欠かせないのが歯です。そんな思いから、幼保、小・中学校とも歯・口の健康づくりと食生活の向上については力を入れているところでございます。

多分議員さんも見られていると思いますが、DMFT指数、虫歯になったことがあるかの指数を見ると、議員御指摘のように、山口市は県下で一番少ないというふうになっております。しかし、我が北方町も42市町村の中で10位ということでもかなり健闘していると思います。これは幼稚園・保育園からの歯磨き励行、正しい歯磨きの指導、そして染め出しテストによる磨き残しのチェック、歯科衛生士や学校医の直接指導、担任や養護教諭やPTAの人たちも加わっての地道な指導の成果だと思っています。今後とも齲歯率を下げる取り組みや歯・口の健康向上にみずから取り組んでいける、そんな子供たちの育成に努めていきたいと思っています。

さて、集団フッ化物洗口の導入についてですが、議員がおっしゃるように、これによって齲歯予防に効果が出ている事例もありますが、一方では、その安全性、有効性、そして相当性、集団で行う必要性、公費で行う理由、使用薬剤の安全管理の問題、追跡調査の信憑性、環境汚染などの点でさまざまな問題が聞かれる中、慎重な調査・研究が必要だと考えています。

ここに資料があるんですが、フッ化物洗口の問題点とネットで検索しますと、たくさん出てきた資料の一部です。中には弁護士団が乗り出して、保護者に対するインフォームド・コンセント、正しい情報を得た上での合意の前提を書き添えて、フッ素の安全性や有効性のみが強調され、有害作用の説明がほとんど皆無の中で、保護者や子供に適切かつ公正な情報が提供されていないという指摘もあります。

いずれにしても、北方町の未来を担う子供たちへの適切かつ有効な齲歯予防対策、そして歯・口の衛生管理、そして食生活の向上に今後も学校、そして家庭はもとより、関係諸機関とも一層連携を密にして取り組んで生きたと考えています。

○議長（戸部哲哉君） 杉本君。

○1番（杉本真由美君） ただいま御答弁いただきましたが、先日、教育長のほうから平成24年度北方の子ということで小冊子をいただきました。そこには南小学校の歯と口の健康づくりの取り組みとしてということで、児童の手による歯磨きビデオ制作、担任と歯科衛生士の歯磨き指導、養護教諭による個別指導等がありますが、本当に子供たちがみずからビデオを制作し、音楽に合わせて歯磨きをやっているということが書いてありましたので、ここまで力を入れてくださっている現状ですので、先ほど悪い点ばかりを言われましたけれども、本当にきちっと使用していただければ安全面にも適しておりますので、ぜひフッ化物洗口を進めていただきたいと思っています。

また、学童期からは体の成長期に伴い顎の骨も成長するこの時期は、乳歯から永久歯への交換するための大切な時期です。また、思春期になるとホルモンの不調和や生活環境の変化により、

虫歯だけでなく歯周病、歯肉炎、歯周炎のリスクが高まります。生涯にわたって使う大切な歯と歯肉を守るために、大切な時期での口腔ケアの推進をさらによりしくお願い申し上げます。

これで第1問目の一般質問を終わらせていただきます。

続きまして、2問目に移ります。

災害時要援護者の避難対策についてお伺いいたします。

東日本大震災の教訓を踏まえ、行政の災害対策を強化する、改正災害対策基本法が6月17日成立し、内閣府より8月19日に、取り組む指針が公表されました。

災害が発生した場合、高齢者や障害者が犠牲になる割合が高く、被災者に占める60歳以上の割合は、東日本大震災や阪神・淡路大震災で60%前後になります。2004年から2010年の間に発生した豪雨災害でも65%近くに上りました。日本列島のどの地域でも大きな災害が発生する可能性がある中、住民の安全な避難を確保する対策として高齢者や障害者など災害時、自力で避難することが難しい災害時要援護者の避難支援が上げられ、避難行動要支援者の名簿の作成が義務づけられました。

これは、これまで指針に示し、自治体に災害時要援護者名簿の作成や共有化、具体的な避難支援計画の策定を促してきましたが、個人情報の観点から、名簿の整備・共有に二の足を踏む自治体も少なくありません。

内閣府の調査によると、整備済みの自治体は67%にとどまり、残りは整備途中や未整備である。実際に、ある自治体では、毎年役員が交代する自治体に名簿を提供すれば個人情報漏えいのおそれがあるとの指摘を受け、名簿づくりができなかった。また、大震災では、名簿があっても個人情報保護の問題で避難支援する際に情報がうまく活用されなかったケースもありました。

このようなことから、今回の災害対策基本法の改正により名簿を提供された人への秘密保持義務が明記され、これまで曖昧だった個人情報の取り扱いが明確にされました。命に危険があるような場合には、自治会などの地域団体への名簿情報提供も可能になり、避難支援が円滑に進むと期待されます。しかし、名簿の情報提供は本人の同意がある場合に限り、要援護者への丁寧な説明が必要になります。

東日本大震災で被災された方のうち、避難支援が必要だった方を対象とした内閣府の調査では、「名簿に関する説明や記載への同意を求められたことがなかった」「覚えていない」と回答した人は75%と、説明がなされていないに等しい。地域のつながりが弱くなっている中、単独世帯も多く、支援を近隣者をお願いするケースが多くなり、災害時の緊迫した状況で、いつ、誰が、どのように誘導するか、日ごろから地域で綿密な打ち合わせを重ねることや、要援護者一人一人について安否確認などをする。避難支援を決める個別計画、行動計画も決め、要支援者も参加しての訓練も必要になってくる。また、要援護者を福祉施設で受け入れる福祉避難所も必要となります。

愛知県西尾市では、一般の学校などでの避難所が困難な要援護者を、災害発生後すぐに福祉施設に受け入れる体制づくりを進めています。市内の福祉施設を管理運営する16法人、44施設と福

祉避難所の開設及び運営に関する協定書を締結し、福祉避難所の確保をされています。

内閣府より要援護者支援の具体的な取り組みを提示されました。災害から一人でも多くの命を守ることは重要な責務です。災害時要援護者に対する避難支援は、待ったなしの緊急課題です。

そこで、北方町において、災害時要支援者の避難支援の3点について、進捗状況と具体策をお聞かせください。

1点目、避難行動要支援者名簿の作成と利用制度について。2点目、災害時の個別支援と行動計画の作成について。3点目、関係機関等との連携体制の整備について、以上3点お伺いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） それではお答えします。

まず1点目の災害時要援護者名簿の作成と利用制度の進捗状況についてであります。

当町におきましては、災害時等に備え、要援護者台帳の整備を平成12年度より実施してきました。現在の台帳登載者は70歳以上のひとり暮らし高齢者、また70歳以上の高齢者のみで構成された世帯。昼間独居となる世帯。加えてこうした制度を知って、本人もしくは世帯員が登載を希望された重度障害者となっております。

そこで、今年度は各種障害者手帳を所持する重度の方には、全員に見守り台帳への登載を希望するかの確認票を送付し、今週末には出そろう段取りとなっております。この確認を受け、民生委員の方々に訪問していただき、見守り台帳の登載をお願いすることになります。これにより、より対象者が拡大された名簿ができることとなります。

今度はその台帳の利用状況であります。現在は自治会、自主防災会に配備することを同意された要援護者名簿を各自治会長に配付しておりますが、この同意を得られた方は、全体の9割に上ります。そこで、議員が求めております改正災害対策基本法の成立ですが、これによりまして、災害時には同意を得られていない方の名簿も関係機関に提供できるとしたお墨つきを法的に認められたという状況であります。

次の個別支援と行動計画の進捗状況と具体策に関してであります。

町では、既に平成22年10月に国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインを踏まえ、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため北方町避難支援プランを策定しました。しかしながら町の見守り台帳は、近隣援助者、かかりつけ医療機関、避難場所、介護時の留意点、身体の状況、住家の状況欄等がありますが、対象者により未記載があったりとか、計画で定める避難経路、避難方法、情報伝達方法等について、実際に避難支援に携わる関係者と要援護者本人との緊密な話し合いまではできていないのが現状です。

今後は周辺に住む方の協力が不可欠なものです。避難支援関係者の拡大を含めて進めていく必要があると考えております。

次の関係機関等との連携体制の整備の進捗状況と具体策についてであります。これまで整備された見守り台帳は、全対象者の名簿を役場と民生委員・児童委員が持ち、同意のあった方、先

ほど述べました9割の方が掲載されておりますが、この名簿を自治会長に配付している状況でありましたが、今年度、要援護者の支援には絶対的に地域の力が必要不可欠であることから、初めて民生委員・児童委員と福祉推進委員と自治会長の代表でグループワークを行いました。当日の参加者からは、災害支援に関する講演会の後の時間割であったため、短時間では充実した話し合いができなかった。年1回では足りないとの意見もいただき、今後は消防署、警察署を含めた連携体制をつくるきっかけができたことと捉え、進めていきたいと考えておりますので、御理解ください。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 杉本君。

○1番（杉本真由美君） 今、回答をいただきましたけれども、進捗状況、また名簿も早い時期から整備され、不備な点はまたこれから少しずつ改正されて、また利用していただきたいと思えます。また、いろいろな課題点もあるということでしたので、早目に解消をお願いいたします。

視覚障害者の被災体験の記事を目にすることがありました。自力で避難することができない人がいることを気にとどめてほしい。家の前に身を案じて近所に住む2人の女性が待っていてくれた。手を引かれ、やっとの思いで避難所にたどり着き、津波は背後、60から70メートルまで迫っており、すれすれのところで逃げ延びられ、助けてくれる人がいて本当に運がよかったという記事を目にいたしました。

また、要援護者には、高齢者、障害者だけでなく、妊産婦や子供も含まれることも重要などころだと思います。災害時の緊迫した状況で名簿を役立てるためには、日ごろから地域での綿密な打ち合わせをし、要援護者も防災訓練に加われるような、地域の人と一緒に避難しようという計画づくりをさらに進めてほしいと思えます。

これもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） 次に、安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） 議長の許可が出ましたので、早速一般質問を始めさせていただきます。

きょうは2点あるんですけど、まず1問目に、子どもサミットの日の活動について。

毎月の最終授業日が子どもサミットの日には、あいさつ運動とごみ拾い登校をして、町内小学校・中学校が同じ日に活動しておりますが、気になる点を述べさせていただきます。

まずあいさつ運動ですが、ほとんどの児童・生徒は毎日元気に挨拶していますが、ごく一部の中学生が全く無視して、無表情のまま通り過ぎ、登校しているのが気になります。これから高校へと進学し、社会人へと成長していく中で、思春期とはいえ、心配になってきます。早急に本人のためにもカウンセリングが必要と思われませんが、いかがでしょうか。

そして、次にごみ拾い登校ですが、実際にごみ袋を持って頑張って活動しているのは、主に小学校1年生から3年生までぐらいで、小学4年生から6年生までは、私の見かけた限り約20%から30%ぐらいで、次いで中学生はごくわずかというところが実態ではないでしょうか。

また、ごみの種類ですが、半分ぐらいが大人の捨てたたばこの吸い殻及び空き箱で、それらが落ちている場所は、歩道と車道を区別している縁石付近が多く、車道へ乗り出してごみ拾いをし

ている低学年の子供が見受けられます。また、熱中する余り、登校時間が大幅におくれ、こちらが注意するような状況では、交通事故が心配でなりません。

それで、ごみ拾い活動を継続していくためにも、子供たちと話し合っ、もう一度見直しをする必要があると思います。例えば、たばこの吸い殻は拾わないとか、活動時間は合計5分以内にするとかを決まりごととしてはいかがでしょうか。第1問目の質問です。

○議長（戸部哲哉君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 子どもサミットの日、皆さんも御存じだと思いますが、北方町をもじりまして、子供たちが今よりももっとよくしたい、住みやすい町にしたい、家族が住むにふさわしい町にしたいを願って、子供たちが純粋な気持ちで、子供たちなりに自分たちでできることに取り組んでいこうということで5年前から始まりました。ごみ一つない町、公園都市北方町、そして挨拶が飛び交い、きずなを大切にしたい人間都市北方町を目指しています。でも、残念ながら、なかなか町民の方々に浸透していないのが現状です。ぜひとも議員さん方から、町民の皆さんへ周知へのお願いをぜひしていただけたらありがたいなということを思います。

さて、議員御指摘のように、あいさつ運動をしても挨拶を返さない生徒も実際います。でも、毎日繰り返して挨拶を行っていると、会釈をしたり、にこっと笑顔を返してくれるようになってきます。町民の方の中にも、挨拶をしても返していただけない方がお見えです。子供は大人の模倣です。挨拶をしないその方に、挨拶を返さないからといって即カウンセリングが必要でしょうか。繰り返しの声かけと家庭内での挨拶の励行、そして何よりも大人のモラルの向上を図っていく必要があると思います。

また、ごみ拾いの件です。月末の子どもサミットの日には、それぞれの学校の正門でごみの回収を行っていますが、議員はその様子をごらんになったことがおありですか。小学生は、ほぼ全員が参加しております。低学年よりもむしろ高学年のほうが積極的で、町をきれいにしたいという願いが強いです。

中学生は部活の朝練もありで大変難しいところなんです、でも、生徒会が中心となって、毎回150人は参加をしております。もちろん十分交通安全には注意をして行っていきたいと思っています。特に低学年の子は純粋で素直ですので、車からポイ捨てされた吸い殻を見つけたら即拾うという場面もあると思います。交通安全には十分注意をして行っていこう、再度指導の徹底を図っていききたいと思っています。

どうか議員が朝、立哨指導をしてくださっているときに、万が一にも危険と思われるような状況がございましたら、遠慮なく注意をしてみてください。そして子供たちが、愛する北方町をよりよくしようと立ち上がった子どもサミットの活動を、大人のモラルの向上とともに、もっともっと応援してやってほしいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 安藤君。

○2番（安藤哲雄君） まず1つ目、あいさつ運動の件ですけど、私はその対象生徒に2年ほどずっと毎日声かけをしているんですけど、ずうっと無視された状態で、ちょっと心外なんです。

そのことだけは……。

そしてごみの拾い活動の問題ですけど、これは生徒・児童に十分危険度を周知していただいて、よろしくをお願いします。

では次、2番目に移らせていただきます。

ネット依存の子供たちについて。

厚生労働省の調査で、8月1日に発表され、ネットをやめたくてもコントロールできない状態であるネット依存の中高生は全国で8.1%に上り、約51万8,000人と推計されました。また、ネットに浸っている時間が5時間を超えている生徒は、中学生で9%、高校生では14.4%にも上り、学校外での生活時間の大半をスマートフォン、携帯などに熱中しています。そして、携帯電話は中学生が50%、高校生がほぼ全員持っており、そのうちスマホは中学生で4分の1、高校生で半数以上であります。

その中でも人気の無料通信アプリ、LINEはグループでのやりとりがしやすいため、利用者が一気に広がりました。しかし、LINEは相手がメッセージを読むと既読の文字が表示され、すぐに返事をしないと一人だけグループから仲間外れにされたりするいじめがあるので、このため、勉強中や深夜でもやりとりを続けられないわけにはいかなくなり、LINEはメールより依存的になる可能性が高いです。

また、LINEは電話番号のデータを暗号化したまま自動的に照合しているので、第三者がユーザーの電話番号を手に入れることはできない仕組みになっており、そのためにLINEは第三者のチェック体制ができないシステムで、いじめや犯罪の増加が懸念されます。また、ネット依存を疑われる人は、依存のない人よりも睡眠時間が短く、午前中は調子が悪く、成長期の体によくなく、昼夜逆転して学校に行けなくなることもあります。

このように、ネット依存は中学生から高校生になると倍増しており、携帯からスマートフォンへの移行でスマホ主流になり、よりその傾向は強まると考えられます。

そこで、中学生に携帯、スマホの実態調査をして現状把握し、スマホ、特にLINEの危うさを詳しく知ってもらうために啓発チラシなど、何らかの対策を早急に講じるべきとするが、どのようにお考えですか。

○議長（戸部哲哉君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） この写真をごらんください。これは9月20日の深夜の様子です。何の写真かおわかりですか。これは早朝の写真です。

実はスマートフォンの新機種が9月20日に発売され、それを購入しようと開店前から長蛇の行列ができたときの様子です。売り出されて3日間で何と900万台以上が販売されたようです。まさにスマートフォンはその利便性や話題性で急速な普及をなし、大人は言うに及ばず、高校生のみならず中学生以下の子供たちにも利用が広がっています。

高性能で、かつ多機能で、画面も大きく使い勝手のよいスマートフォンは、日常生活において大変便利なツールです。しかし、利便性の裏側には、議員の御指摘のとおり特有のリスクや課題

があります。このことは当然北方町だけの問題にとどまらず、全国的な生徒指導上、喫緊の課題と捉え、その対策が既に打たれています。全国的な動向と県下の実態を鑑みて、県の教育委員会では、全学校へ7月5日付でインターネット上のトラブルへの対策の徹底についてという依頼文書が出され、教員向けの指導マニュアル、子供向き、そして保護者向きの啓発文書が出されました。

用意しました。中学生に配った文書をちょっと渡していただけますか。中学生に配付された文書を今お配りしますので、ごらんください。

これをもとに、各学校では夏休みの前にネットトラブルに対しての危機意識を促す指導がなされました。さらに小・中学校では、県が紹介する情報モラル教育の指導者や携帯電話会社からの講師を招いて、携帯電話の正しい使い方、ネットやLINE、SNSなどの安全な使い方などについて、直接子供たちに、そして保護者向きに指導が打たれております。もちろん指導したから安心とか、指導したから被害がなくなるというものではないと思います。今後も、子供、そして保護者ともに繰り返しの指導を行い、注意の喚起を継続していきたいと思っています。

それと同時に、このことを通して社会のマナーやネット社会での正しい生き方や、有効的な活用方法を子供たちに身につけさせていきたいと思っています。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 安藤君。

○2番（安藤哲雄君） 詳しい説明で、こういうチラシもあることを私は知らなかったんですけど、少しは安心しましたんで、これからも継続してよろしくをお願いします。

では、一般質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 次に、伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） それでは、議長のお許しをいただきまして一般質問をさせていただきます。

初めに教育長さん。きょうの北中の体育祭、カレンダーには9月19日と入っておりました。きょうに変わりましたので、私はよう出席できなかったんですけど、このようなことがあると、特にきょうはきらりホールでも老人クラブのカラオケ大会、これはどこでこういうことをお願いしていいのかわかりませんが、やはりその連携をよろしく願いいたします。皆さん出席されたようですが、私はできなくてまことに申しわけないと思っておりますが、そのような御事情もお含みください。

それでは一般質問をさせていただきます。

初めに公共施設の使用料についてであります。北方町の公共施設、屋内外の使用料は条例などで定めているが、使用料の減免、免除は受益者負担の原則からいっても不合理であると思います。全ての利用者から平等に使用料をいただくのが当然だと思うが、どのようなお考えか、総務課長、お尋ねいたします。

〔発言する者あり〕

○6番（伊藤経雄君） ごめんなさい、この件に関しては総務課ではないですか。教育委員会ですか。

○議長（戸部哲哉君） 休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） それでは、伊藤議員の公共施設の使用料について答弁させていただきます。

公共施設の目的、使用方法、利用料金については、全ての施設の設置条例により規定されております。また、使用料の減免については、条例及び要綱により町が主催、共催する事業、町が補助金を交付する団体、ボランティア活動を主とした事業、町の補助団体に所属する各単位団体による利用については減免できると規定されております。

議員御指摘のとおり、受益者負担は原則であります。全ての施設の設置条例の第1条に、町民の生活向上に寄与するための施設であるため、採算性だけを求めることは適切でないと考えております。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 今の例えば芝原婦人の家ですか、高屋、これは本来コミュニティーセンターとして活用される施設であったと、そのように認識しておりますが、社会教育で何曜日は何クラブというように公民館と同じようなやり方になっているのも事実であります。そういうようなことを含めると、この所管といいますか、総務課長の御答弁もいただいているのではないかと、そのように思っております。よろしく申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） では、今御案内いただきましたように、全体的な所管といたしましては総務課ということでございますので、私のほうから、ちょっと今のことにつきまして少しお答えをしたいというふうに考えておりますけれども、やはり先ほども教育課長が申しましたように、公共施設につきましては、採算性だけを見て開設をしているものではございません。今、名を上げられました特に働く婦人の家とか、それから勤労青少年ホーム、こういうところにつきましても、当然採算性というよりは、今言われた地域の公民館的な役割を持った施設であるということを考えておりますので、やはり地域の方に多く利用していただく、また地域の住民の方に多く利用していただくということで、いわゆる採算だけでなく、その必要度、必需性、そういうものも兼ね備えて考えていかなければならないということでございますので、いわゆる平等という言葉でいくと、受益者負担という言葉があるように、使った人がお金を負担しなければならないというふうには考えてはおりますけれども、その上に立って、いわゆる採算性の上に必需性というものも鑑みて運営をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 特に婦人の家はお風呂もありますね。あれも無料というようなことで、やはり限られた方が利用してみえる。なかなか利用しづらいというようなことも聞いておりますので、その点もよろしく願いいたします。

それでは、次に公共施設の実態についてでございます。

現在、北方町が保有する屋内外の公共施設は多岐にわたり、それぞれ住民のニーズ等に応じて建設された施設だと思っておりますが、実態を正確に把握されるためにも、各公共施設の維持管理費、収入額、利用者数なども明確に記載し、公表することも必要ではないか。そこで見えてくるものは需要動向の変化であり、維持更新または新施設に伴う維持管理費の負担です。その結果、財政負担がふえることは住民が負担していることを忘れてはならないと思っております。

国・県の財政悪化は、政治家絡みで補助金など箱物施設に投資し過ぎ、負の遺産に苦慮しているのも事実であります。公共施設報告書などの作成なども求められるものではないか。保有施設に対する考え方や対策措置を含めて、その見解をお尋ねします。

○議長（戸部哲哉君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） 公共施設の実態について御答弁させていただきます。

まず生涯学習センターの使用料金については、平成18年度の開館より平成23年度まで広く町内外に知っていただくとともに、利用促進の意味を含め、近隣市町の使用料金よりも低料金で設定をしていました。しかし、開館から6年が過ぎ、当初の目的も達成でき、また経済状況の変化を鑑み、平成24年度より平均13%の値上げの改定をし、収支の改善を図ったところです。

議員御指摘の公共施設調査報告書は、他の自治体でこれからの公共施設のあり方を検討し、作成している事例は理解しておりますが、当町においては、今のところ作成の予定はありません。ただ、適正な維持管理となっているか、使用料が適正であるかは今後も注視していきたいと考えております。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 2006年、平成18年1月14日に開館したんですね、きらりホールは。そのときに借地料の問題、これは無料というような初めは契約があったというふうに聞いておりますが、その後、10年後に賃貸地借料というんですか、契約を結ばれたのか、そのようなこと。現に県とのかかわり、関係といたしますか、来年度着工以来、平成15年に着工していると、僕の記憶ではそのように。そうすると、来年から借地料といたしますか、そういうものを考えなければいけない時期に来ているのではないですか。現状はどのようなようですか、お尋ねします。

○議長（戸部哲哉君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） それでは、その件につきましては、私のほうから御説明をさせていただきます。

議員御承知のとおり、今言われましたとおり、開館は18年ということでございますけれども、建設を行いましたのが16年ということでございますので、用地をお借りしだした、県から契約をいたしましたのは平成16年でございます。それから10年間は無償で賃貸借を行うということで、

平成26年3月31日をもちましてこの契約というのは満了になります。

その後につきましては、県と町との協議なのですが、基本的には今の現況といたしましては有料ということでございますので、今後県とはその形で進めてまいりたいと思っておりますので、また皆様の御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 現実に月に幾らというか、年間幾らと、そのようなことはある程度試算しておられるんですか。

○議長（戸部哲哉君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） 今現在、具体的な金額というのは県とのやりとりでは明示をされておりませんが、これから新年度予算を計上させていただくときまでにははっきりとした数字をお願いしていくんですけれども、やはり公共施設ですので、できるだけ安価にできるように交渉はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 先ほど教育課長さんのほうからも御答弁をいただいたんですけど、平成18年度ですか、開館のときは維持管理費に2,915万円ほど使われておりますね。使用件数は午前・午後、夜間を含めて1,638件、また使用料の減免をなしとして算出すると563万円余りの収入というふうになっているんですけれども、今回の場合、料金も改正されたということで、現在と比較して、もしそういう資料があるのでしたらお答えいただきたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） ただいまの議員の御質問ですが、私ども、今ここに持ち合わせている資料につきましては、平成24年度と、そして料金改定前の23年度の数字を持っていますので、それを御披露させていただきたいと思えます。

まず先ほど議員が言われました運営費の部分については、ちょっと多分足されている人件費とか、いろんなものが違ってまして、数字的には同じものとは限りませんが、まず平成23年度につきまして、運営維持費が6,286万1,000円、収入額のほうが663万円、そして利用者数が、ホールのほうで2万6,470人、学習棟のほうで2万192人という数字になっております。これが平成24年度になりますと、運営費のほうが6,557万円、そして収入額のほうが777万7,000円、それで利用者のほうは、ホールのほうで2万9,647人です。そして学習棟のほうで2万623人という結果になって、収入額について改定により約110万ほど増になっております。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 今、人件費を含めてのお金を言われたと思います。いずれにいたしましても、やはりこの平成25年度は土地を買い上げるような3,112万円ほど予算化されております。こういう御時世ですので、やはりそういう面も加味して、今後改められるものなら改めていただきたいと、そのように思っております。

それでは、次に徳育教育についてでございます。

知育・徳育・体育の3つが調和を保って発達していくのが学校教育の大きな使命である。しかし、徳の部分については、児童・生徒の考え方や態度を見ると、決して十分だとは言えない。もっと強化、指導していく必要があると思います。

社会生活が立派に行えるために必要な人間の資質を磨いていくという趣旨であり、徳育教育は重要であると私は思います。北方町の将来を担う児童・生徒たちに、古い歴史や文化、伝統が息づいている北方町を、本当に住んでいてよかったと思える安心して生活できる町にするには、心が通い合う、助け合う町民であること。最も大切なことだと思います。徳育教育に対する考え方や対策をお尋ねします。

○議長（戸部哲哉君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） まず伊藤議員、体育祭の日程ですが、年度末に1週間延ばしました。それは熱中症対策のこともあり、変更をしました。結果的には台風を回避できてよかったんですが、暮らしのカレンダーの原稿の修正には間に合わずに、カレンダーとはちょっと違う日になりました。がしかし、変更の御案内やら本日への体育祭への案内は出しておりましたので御容赦願います。

じゃあ徳育教育についてお話をします。

学習指導要領では、生きる力を育むという理念のもと、変化の激しいこれからの社会を生き抜くために、確かな学力、そして豊かな人間性、健康、体力の知・徳・体をバランスよく育てていくことが大切であると国も言っていますし、私もそう思います。議員御指摘の徳育とは、みずから律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を身につけさせることだと思います。

このことは学校教育においては、道德教育を中心にしながらも全教育課程で指導しなければならないことですし、本日、北方中で今まに行われている体育祭、そして今週末土曜日に行われる小学校の運動会の行事は大切だと思います。

きょう、中学校の体育祭の町長の挨拶の中にもありましたが、二度とない中学時代の貴重な体験を、達成可能な目標を持って仲間とともに精いっぱい取り組む中で、この徳を学ぶ場面も多くあると思います。さらに、このことは議員にもお話をしましたが、6月議会で話題になりましたが、こういった徳育は学校教育だけに任せるのではなく、家庭、地域社会が一体となって育ていく必要があると思います。

北方町では、地域ぐるみの道德教育推進協議会があり、議員の代表、現在は安藤議員が入ってみえますが、自治会関係、そして婦人会関係、民生委員、PTA関係など、青少年にかかわる全ての団体が一堂に結集して、それこそ国の宝、町の宝である青少年の道德教育を推進していただいております。来月10月23日にまた行われますので、議員ぜひお時間をつくっていただいて御参加くださればありがたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 中学生というのは、特に小学校から高校へつなぐ大変な時期であると私は

思っております。だけど、中学生の問題が頻発に起こっているのも事実であります。そのようなことを思って、私ももう70年この北方町におります。いろんなことを目にしてきました。またいろんな意見も聞きました。正直に言って昔から悪いことは事実あったんですけども、最近特にそういうことを聞く機会が多いということもお含みいただきたいと思っております。

それでは、次に道德教育の教科化についてお尋ねいたします。

○議長（戸部哲哉君） 休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

○6番（伊藤経雄君） 道德教育の教科化についてでございます。

政府の教育再生会議では、道德教育の教科化など政治主導で提言され、道德教育用の教材、心のノート等の配付なども考えておられます。学校の道德教育でいじめは解決できるのか、内面にかかわる道德を、テスト、心の通知表で評価してよいか、そうした疑問を持っています。私はこの道德教育の教科化は残念ながら反対をしたい、そんなように思っておりますが、教育校の見解をお尋ねします。

○議長（戸部哲哉君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） ことし2月、政府の教育再生実行会議の中で道德教育の教科化が必要であると提言されました。これを受け文部科学省は、今度の学習指導要領改訂に合わせて検討していきたいと報道されています。

議員御指摘のように、徳育、先ほど申しましたその根底をなす道德教育の重要性が叫ばれている中なので、今後も国の動向を注視しながら、一層道德教育の充実を図っていかねばならないと思っております。

ただ、先ほど議員もおっしゃられた徳育とは、知識や技能の習得を目標としているものではありません。それを踏まえ、人間としてよりよく生きる力を育むことを目標としています。ですから、短絡的に週1回の道德を教科にすれば、それだけでは十分に効果が出るものでは、私もないと思っております。学校の全教育課程、先ほども言いましたが、さらには家庭、地域、全てがかかわって育んでいくことが肝要だと思っております。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 道德教育は今までも総合学習等で取り入れられているとは思いますが、やはり今現在の子供たちが変わってしまったのかと、私はそうではないと思っております。地域、家庭環境が変わって、周囲の大人、親が変わってしまったのではないかと。よいことも悪いことも、子供はそれを見て育っているのも事実であります。また、子供のしつけは親の責任であり、しかし、現代はそこを学校教育が補っていくしかないというようなことも言われております。ただ、親のしつけをどうするか、それも同時に議論して取り組む必要があると私は思います。

また、教育の源泉は道徳、道徳の根源は親心なんてことも言われます。生活習慣の基礎・基本が家庭であると思います。教育長のお考えを再度お尋ねします。

○議長（戸部哲哉君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 今おっしゃったとおりだと僕も思いますので、地域ぐるみで本当に育てていかなきゃいけないし、まずは何はともあれ家庭教育を何とかしていきたいなということは同感です。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 県の取り組みも、やはり地域の掃除、そういう現場にて体験ということも前回の質問で拝聴したような記憶があります。そういうことを全ての中学校区にあいさつ運動や花運動なども行われるように、岐阜県方式でというようなことも何か一般質問で拝聴したような気がしておりますが、今回北方中に赴任されておみえになった各校長先生の中の抱負にも、挨拶とか掃除というようなものも、ほとんどの方が入っております。私自身は挨拶や掃除、食事の前後に手を合わせたり、これはしつけではなく本来なら癖ではないかと、個人的にはそう思っております。

もう1点だけ。

以前、室戸町長さんが議会においでになっていたときですか、生きた教材ということで修学旅行を広島、あるいは長崎、あるいは沖縄という体験させることも一つではないかというようなことを言われた記憶があるんですけども、現実に今、北方中学校の修学旅行は長崎のほうに行っているんですか。それに対して何ら変化が多少あるんですか。その点、教育長さん、お尋ねします。

○議長（戸部哲哉君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 3年前から長崎に平和学習のもとで行っております。人を愛し、そして人の思いやりをというようなことを起点にしながら、平和のある社会をつくっていくということで勉強しておりますが、それが目に見えてあらわれているかどうかというのは疑問ですが、先日、8月に行われたフォーラムのときにも、子供たちが堂々と自分たちの意見を言ったり、そして他を思いやり、北方町をよりよくしたいという考えを聞いて僕は感銘を受けところでございます。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） それでは4番目といたしますか、母子・父子家庭、寡婦の制度の利用についてでございます。

近年、目まぐるしく移り変わる社会、経済情勢は、家庭を取り巻く環境にも大きな影響を与え、母子・父子家庭や寡婦の皆さんの問題も、一層複雑多様化してきておると思います。1人2役の一家の中心者として、仕事、子供のしつけ、教育問題や健康の問題など、大変で苦労が多いことと思います。母子・父子家庭、寡婦の皆さん方の生活の安定と自立への熱意に、少しでもお応えできるよう利用できる福祉制度や相談窓口などの紹介したものが需要ではないか、福祉健康課長にお尋ねします。

○議長（戸部哲哉君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） お尋ねの母子・父子家庭、寡婦の福祉におきましては、主に県の福祉サービスとなっております。町では取り次ぎ的な事務を行っております。

具体的には、これは町の事業でございますが、母子・父子家庭医療費の助成事業、そして児童扶養手当の支給事業、これは申請書の受け付け業務までを町で行い、県に進達しております。また、母子・寡婦福祉資金貸付制度がございますが、この業務につきましては、相談があれば県の窓口、岐阜地域福祉事務所を紹介させていただいております。

なお、児童扶養手当、通称母子手当におきましては、平成22年8月1日から父子家庭の父に対しても児童扶養手当が支給されることとなりました。また、父子家庭の貸し付けにあつては、県において現在検討中であると聞いております。

いずれにしましても、町の窓口におきましては、ささいな相談であっても最大限制度が活用できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 今、県でというようなことを言われましたけど、やはり現実にシングルパパも大変多いんですね。そういう人はやはり家事が辛いと言われます。そして、やはりそういう方も、相談相手がというようなことも5割以上の方がそのようなことで悩んでおられるのも事実でございます。その点よろしく願いいたします。

それでは、ガイドブックについてでございます。

社会では、近年、家族関係のあり方を問う事件が頻繁に起きています。つながりが希薄化している中、家族のきずなは最も基本で大切な人と人との結びつきであり、よりよい明るい社会と地域をつくっていくためには必要不可欠であります。全ての子供たちが、それぞれ何らかの使命を持って生まれてきていると思います。しかし、突然母子・父子家庭になった、離婚、別居などの家庭の事情や身の振り方に悩んでいる。年金や手当のことも詳しく知りたい。子供の学費や生活費が足りない。住まいに困っている。子供のしつけ、教育のことで困っている。病気などで家事・育児ができない。同じ境遇の方と話し合ってみないと、そんな思いの方もたくさんおられるのではないかと。そのようなことについて、そのような制度といたしますか、町独自のガイドブックというものはつくれないものか、お尋ねします。

○議長（戸部哲哉君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） ただいまガイドブックのお尋ねでございますが、町のほうでは母子・父子福祉として寡婦を含めた福祉サービスをホームページで紹介しております。

この町の紹介は、項目と概略というふうでございますが、県におきましては、ホームページで細部にわたった紹介をしております。近年は、このような制度紹介についてはどこの市町もホームページにより紹介しております。そういうことで御理解をいただきたいと思いますが、ガイドブックの作成は今のところ考えておりませんけれども、相談にお見えのときにはそういったパンフレットではないですけども、ホームページですね。そちらの細部にわたった紹介についても

示しながら御相談に乗らせていただきたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 寡婦控除というんですか、年金を受け取る際に、そういう寡婦控除などを知らない方もたくさんお見えになるのではないかなあと、そういう制度があること自体が。そのようなことを含めると、やはりこういうことはこういうことだというようなガイドブックも必要ではないかと、私はそのように思っています。

○議長（戸部哲哉君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） そういった方については町のほうで把握できますので、個別に案内をさせていただいております。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 以上で終わります。

○議長（戸部哲哉君） ちょっと休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

次に、日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 議長の命を得ましたので、一般質問をいたします。一問一答形式でお願いしたいと思います。

まず初めに、学校教育についてであります。

スマートフォンについては安藤哲雄議員が質問しましたが、若干答弁を聞いていて違うところもありますので、質問したいと思います。

従来の携帯電話とは違い、スマホというのは小型のパソコンと言われるような、ほとんどがこれから主流になっていると言われているわけでありまして。スマホでは、昨年の内閣府の2011年11月以降の調査では、小学生が7.6%、中学生が25%持っているということになっています。一昨年と比べると物すごい勢いでふえているそうであります。

これらのものは学校には持ってきてはいけないということに、たしか携帯はなっていると思いますが、きのうでしたか円鏡寺公園の夕べんけいという食べ物屋さんの方に、中学校の学生服を着て、コンクリートのところに寝そべって、多分スマートフォンだと思いますが、3人ぐらいの女子がいて、女の子たち2人がスマートフォンをひっくり返ってやっていました。それを見てきたわけでありまして。

もう1つは、それがずうっと前ですが、農協のガソリンスタンドのところで学校帰りの女の子がスマートフォンをやっているのを私が直接見ました。これはトラブルや夢中になり過ぎて、今、死亡事件も起きているわけですね。依存症になりやすい、おたくになりやすいということに、人によってはそうですが、それで今まで質問した中で、心のアンケートというのはやっていると

いうことは言われましたけど、本当に子供たちに持ってきてはいけないんだけど、隠しておるかどうかわからないんですけど、かばんの中に入れておくかどうか、そこまで調べるとは言わないけど、一応アンケート調査を実施していただきたいと思います。

それから中1というのは、小学校を卒業して中学1年生になるということで、スマホデビューという形でお母さんたちもそれを買い与えるそうではありますが、そういうことをスマホデビューと言うそうですが、それも学校の先生も知っているそうでもあります。

こういったことは、親が買い与えなければできませんけれども、そういうふうに買い与えることになっています。結局は、親がスマホについての知識が、私は当然ありませんけれども、やっぱり今の若い親たちはある程度はスマホについて知っておるかもしれない。無料で子供たちがずうっとやっても、うまく会社のほうで有料にしてしまって、ある親は120万円も月に支払いが来てびっくりしたというのがある新聞に載っていましたが、本当にそういうことを考えたら、ただ県教委で、先ほど配付されましたが、これは中学校用に県教委が配付してほしいということで、読む人は読んでも、やっぱりこういうことに対して、配付するだけではなくて、お父さんやお母さんにスマホというのはこういうことやかかいて、ドコモであるとか、そういう会社がありますので、会社から呼んで勉強会をやるとかということをしないと、ただこれを配付しただけでは私はいけないと思うので、まずそういうことをお願いしたいと思います。

そういうことを含めて、この配付とともにアンケートの調査と、それから出前の親に対しての教育についてお話を伺いたいと思います。

それからもう1つ、いじめ対策についての学校の対応についてであります。いじめ防止法案は6月21日に成立をいたしました。秋に施行されるとのことではありますが、いじめの早期発見や防止のために組織設置などが学校に義務づけられる一方、加害者への出席停止などが今度は決められているわけではありますが、これが2011年の大津市の中2の男子生徒の自殺などをめぐって、これが深刻な問題になってこういういじめの防止対策法案ができたわけではありますが、それに比べて北方中学校はどういうことになっているのでしょうか。

ある話によりますと、学級崩壊が起こっている。女の子もすばすばたばこを吸っているとか、いじめとか、本当に西のほうを見ると、北方中学校が非常に荒れているとある方は言われているわけですが、そしてもう1つは、ある先生がある子供のところへ行って、あなたに相談しなさいというようなことを言うということは、学校の先生そのものがおかしいのではないかと私は思うんですよね。やっぱり子供たちというのは、何かを訴えるシグナルを出すわけですから、聞いてあげて、そして忙しいと思います。学校の行事とかいろんなものがあるわけですけど、忙しいけれども、本当にその子が何か聞いてほしい、一言でもいいで聞いてほしい。その対策をどうするのか、とつても大事なことだと思うんだけど、ただ忙しいで済ませて、あの人に聞いておけというようなことでは、私はだめだと思うので、やっぱり先生たちも耳を傾けてやって、解決の道はいろいろこれからあるわけですけど、そういうことにしてほしいと思います。

結局は誰も聞いてくれない、親も聞いてくれない、先生も聞いてくれない、地域の人も聞いて

くれないとなると、その子の居場所がなくなっちゃうわけですね。そういうことを含めて非行などに走って、ああいう円鏡寺の何かが燃えたり、そういう事件なども起きてくるのではないかと考えています。

そして、まだ6月議会だったと思います。その前に学校訪問に行く際に4月、5月の時点で北方中の不登校の子供たちは18人いると言われているわけですが、学校教育においても、やっぱりできる子とできない子の格差が非常にあるように思います。また、それは貧困とかそういうことも裏打ちされてくると思いますが、やっぱり小学校を卒業するときから成績のことを言われて、そして義務教育の中学校3年ですけれども、きょうはまた内申書に授業以外のやったことを書かなくてはならないとか、内申を上げるために四苦八苦しているような状況の中にあるわけですので、やっぱり子供たちの言い分を聞いてあげる。そして解決できなければ誰かに、スクールカウンセラーとか、いろいろ学校の現場にいるわけですから、話を聞いてもらうということがとっても大事ではないかと思しますので、そういうことをまず答弁してください。お願いします。

○議長（戸部哲哉君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 答弁させていただきますが、質問がちょっとよくわからないので、どんなアンケートをとってほしいのかわかりませんが、9月23日の新聞をごらんになりましたかね、日比議員。実はこれ、ちょっと拡大しますと、先ほど議員さんもおっしゃられましたが、こんな状況なんですね。北方町も同じような傾向にあると思います。昨年、私、校長のときに中3の学級で携帯・スマホを持っている子と聞いたら、やっぱり55%ぐらいの子供が持っていましたので、恐らくこれは内閣府が出しているものですが、同じような傾向だと思います。

保護者の方は、子供たちがみんな持っているとか、塾の送り迎えに必要なという言葉に弱く、買い与えてしまうケースが多いと聞いています。安藤議員のときにもお話しさせていただきましたが、全小・中学校へ配付した、今お手元の資料、これは配付しただけではございません。配付してきちんと指導をさせてもらったものなんですけど、その4ページをごらんください。

これは保護者向きの保護者の皆様へということにかけてあります。特に3つのチェック項目がございます。1つ目は、使い方について家族のルールを話し合っつけて作り、定期的に見直しをしていますか。2つ目は、フィルタリングをかけていますか。これは聞くとところによるとブログをやったりするためにはフィルタリングがあるとできないということで、親が言わないと外せないんですが、親に言わせて外しているという状況があります。それから3つ目、心配なことが起きたら学校へ相談していますかという3つのチェック項目があります。保護者の方は子供たちに買い与えたのなら、未成年の子供ですから、やっぱり責任を持ってその使い方をきちんと見届ける必要があると思います。

私の知っている保護者の中には、中学校卒業するまでは買い与えないと決め、子供とともに、高校へ入ったらきちんとルールを守って使用させるという保護者の方も見えます。いずれにしても、学校での指導やモラルの徹底以上に家庭での指導のあり方を見詰め直してほしいと思っています。

議員さん、ぜひ来週10月3日です。北方中学校で保護者向きに携帯・スマホの安全利用方法の研修会がございますので、私も行きますので、どうぞ一緒に御参列ください。

2つ目のいじめ対策法についてです。

北方中をよりよくしたい。これは町民共通の願いです。北方中に勤めている先生方も、誰もがそう思って必死に取り組んでいてくださいます。今週3連休ございましたが、部活動の指導で3日とも指導に明け暮れた先生方、そして秋に研究発表会もございますが、そのために教材研究や準備をしている人、そしてきょう、今行われている体育祭の準備で休みを返上して夜遅くまで仕事をしている先生方が何人も見えます。

人の嫌がることをしない。そして弱い者をいじめてはいけないということは、人として当たり前のことです。そして先ほど伊藤議員がおっしゃっていただきましたが、徳育の範疇だと思います。それを明確にするために、わざわざ法律をつくらなければならないようになってしまった日本について、私は少し情けないなというふうに思っています。しかし、いずれにしましても、いじめは絶対に許されない行為であるとの認識を国民が共有し、その解消には国民こぞって取り組むべきだと思っております。

学校でも、このいじめ対策法第4条にもあります、いじめはいずれの学校の児童・生徒に起こり得るものであることを踏まえて、担任や学年主任を中心にアンテナを一層高くして、生徒指導の部会やら教育相談部会などのチームを駆使しながら、いじめの早期発見、そして解決を図るとともに、何よりも徳の部分、人としてどうあるべきか、どうすることが正しいのかということをしっかり判断できる力を身につけさせていきたいなど。それにはやっぱり学校だけではなく、保護者はもとより町民こぞって取り組まなければいけないものだと思います。

ぜひ日比議員も一部のうわさやら、ある先生のとかいう不明瞭な話に流されず、どうかお力添えをお願いしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今答弁いただきましたが、私の質問の内容がわからないということでありましたが、確かに配付されたものについては、保護者の皆様へというところもありますけれども、10月3日に保護者向けの話があるということと言われましたけれども、やっぱり持ってきたらいかんものを持っているということに対しては、やっぱり私はこれだけではだめだと思うので、きちんとアンケートをとるべきだと思っているわけですが、その辺についてはどうですかね。

○議長（戸部哲哉君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） それで、どんなアンケートなのか、詳しく教えてください。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 簡単に言えば、スマホを持っているかどうか。学校に持ってきたらあかんのやけれども実際に使っているわけですから、その辺の実態をきちんと私は把握してほしいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 答弁は要りますか。

○10番（日比玲子君） まあいいわ。なければいいわ。

○議長（戸部哲哉君） じゃあ次に行ってください。

○10番（日比玲子君） 次は、防災についてであります。

国の有識者会議は、巨大地震南海トラフについて最終報告を出しました。東海地震は予知できると今までされていたわけですが、これは予知できないということになりました。2つ目は、3日間の食料を備蓄すればいいと言われていたわけですが、これが1週間に変わりました。1週間の備蓄として1人分、カセットこんろとか携帯、あるいは携帯電話の充電器とか、それから食料として21食にプラス補助食品、それから簡易トイレですね。そして5番目に飲料水が、飲むだけのもの3リットルで1週間分として21リットル。これだけは自分のところで持っていないといけないということになっているわけですが、北方町には防災倉庫は、かつて東日本大震災のときに出して、食料品は入れているということになっているわけですが、この防災倉庫については何も入っていませんので、その件について、まず質問したいと思います。

それで、北方町に対しては、アパートとか持ち家が半分ぐらいしかないので、なかなかこういうのを備蓄するのは大変だと思いますけれども、南海トラフでも30年以内に60から70%来ると言われているわけですが、そういうことを考えたときに、本当にどうするのかということで、県がことしの3月にまた改めて地域防災計画をまとめたわけでありまして。それには地震とか原発も入っているそうでありまして、この県の計画をつくってから町としてハザードマップなど、これはずうっと以前から質問してきているわけですが、作成すると答弁をされていますが、一体全体、いつごろできるのか。ことしの予算で書いてありますけれども、いつできるのかどうか。

それで、この前ですが、北方町には山はないですけど、小さな川があります。それでテレビで大雨のときですが、糸貫川が危ないというテロップが流れて、数人の人がこれを見に行ったら大したことがなかったような話もしていたわけでありまして、本当に南海トラフがもし起こったときに、北方町は町並みが連担しているために非常に火事が懸念される。また、高屋のほうでは水につきやすいところです。昔からの高屋の人たちは石を築いて家を建てているわけですので、そういう歴史に学ぶということはとても大事ではないかと思っています。

この地方は濃尾地震が起きたところでもあるわけですが、内陸としては一番大きかったそうではありますが、これも1,000年に1度と言われる濃尾地震ですが、今日本は地震の活動期に入っているとされていますが、私が今まで質問しても、執行部は余り危機感が感じられません。備えあって憂いなしということわざのように、備えをしても空振りになるかもしれません。南海トラフへの対応をどうしているのか。それからハザードマップやハンドブック、あるいはまた洪水のハザードマップなどをことしじゅうにつくられて、もらっただけではわからない部分もあると思いますので、説明会を開くことについてはどうなのか。その2点、まず質問したいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） それでは、日比議員からの防災に関する御質問が今2点と言われましたが、私には3点ほどあったように思いますが、これについて質問とは順番が変わるかもわかりませんが、順次お答えをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目の南海トラフ地震に対する対応策についてでございますけれども、ただいま議員が御指摘のとおり、長年予測可能とされてきました東海地震の発生予測が、中央防災会議によって現実的に不可能とされたことは、私たち防災に携わる者にとっては大変衝撃的な決定であったとともに、対策の充実にさらに尽力していかなければならないという思いを新たにしたところです。

また、個人備蓄の量の拡大については、これまで基準とされていた阪神・淡路大震災よりも、先般の東日本大震災の被害状況が甚大であったため救援活動が間に合わず、食料品等の救援が大幅におくれたとの反省から改められたものです。

災害対応における想定外をなくすため、海溝型地震の被害想定拡大が殊さら強調されて報道されておりますけれども、今議員が御案内をされたとおり、環太平洋造山帯に位置する日本列島においては、いつ、いずれの場所で局地的な地震が起きても不思議ではなく、この北方町において、こちらのほうが想定される被害が大きく、特に重点を置いて警戒すべきであるということも考えております。

防災に対しては、備えは一朝一夕にしてなるものではございません。日々の対応の積み重ねによってなされるものです。そのため、町では、御存じのように町内4カ所の防災備蓄倉庫の整備、9カ所の耐震性防火水槽の整備、緊急避難連絡所の指定や防災対策備品の拡充など、ふだんの防災対策に力を注いできたところです。

先ほど執行部に対して危機感が感じられないという御指摘もございましたけれども、目に見える部分、また目に見えない部分において、改善すべき事項については随時対応してきているところでございます。近いところでは、危機管理体制の具体的な整備を最近検討しておったわけでございますけれども、これについては具体的には風水害の対応について、実行的な連絡対応体制の構築のための改正を行いました。それに伴いまして、先般、台風18号の災害においては、その体制での災害対応を実施したところでございます。

また、2点目の備蓄倉庫にも関連しますが、御指摘のありました食料備蓄に関しましては、議員も御承知のとおり、旧来、災害協定の締結した事業者の持つ流通備蓄に頼る計画であったものを、500ミリリットルのペットボトル用飲料水を町全域で3,000本、缶入りビスケットを1,200個、缶入りクラッカーを1,200個備蓄し、倉庫の収容量を勘案しながら今後も順次拡大をしていく予定でございます。

なお、飲料水の対策につきましては、こちらも御存じだとは思いますが、上水道の水源地において災害時利用用の対策を講じているところでございます。

しかしながら、現在持っております飲料水、食料の備蓄量では、町民全員の方の分を賄うことは到底無理でございますので、応急的な対処を実施するための措置分として備蓄をしているものでございますので、救援のおくれ等を見越して、各家庭においてやはり1週間分程度以上の備蓄

もこれからもお願いしていこうと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、3点目と関連はしますが、県の防災計画などの防災施策の見直しを受けて、洪水及び地震ハザードマップの更新を10月号の広報紙の配付時に改訂版の防災ハンドブックに入れて、各家庭に配付する運びとなりました。

具体的には、今現在こういう防災ハンドブック、これ、まだ完成品ができておりませんが、こういう分厚いものができております。これの中に地震と洪水のハザードマップですね。こういうようなものです。これ、地震の部分です。洪水のハザードマップです。これを折り込んだものをこの本の中に入れて、全世帯に10月に配付をする予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

このハザードマップなんですが、従来のハンドブックは地震災害に特化した内容のものでございましたけれども、今現在、北方町を襲う災害はこれだけにとどまりません。最も身近な災害である火災に対しては、住宅が連檐する中心市街地では、通常よりも防火に対する備えが必要となるほか、町にこれまで大きな被害を出してきたものでは水災害であります。先人たちの不断の努力によって被害の程度が抑えられるよう、さまざまな施策が講じられてきたことではありますが、ここに来て災害の様相が変化しつつあり、短時間集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨に代表されるような局地的に受ける被害は、以前にも増して大きくなりつつある状況であります。また、先般の9月4日の北方町を襲ったゲリラ豪雨では、1時間当たりの雨量が本県消防の雨量計で81ミリというかなり多い記録をしているところがございます。

また、東日本大震災後に福島第一原発災害によってクローズアップされた原子力災害も、北方町にとっては無縁ではございません。さらに津波被害についても、北方町にいる場合においては影響は少ないかもしれませんが、町民の方が外出され、その外出先で被害に遭われることも想定されます。今般発行する改訂版においては、これらの総合的な防災対策を町民一人一人が考えるための契機として活用されるべく、その内容を大幅に拡充いたしました。

ハザードマップに関する住民説明会について、行ったらどうかということでございますけれども、今現在のところは実施をする計画はございませんが、町民対話集会で例えば時間をつくりまして、従来の方法を見直しまして、町民対話集会のそこで時間をとって説明するとか、昨年の4月から広報紙で定期連載をしております防災コーナーなど、あらゆる方法で周知をしながら、折に触れて広く住民の皆さんに周知を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今答弁をいただきましたけど、それで防災倉庫ですが、東日本大震災かどこかを受けて、水とかクラッカーなんかを入れてあると言われたんですけれども、この書いてある防災倉庫には書いていないので、これから書かれると思うんですけど、そういうことをきっちり入れてほしいと思います。それだけです。

次、高齢者の見守りについて質問をしたいと思います。

まず安否確認であります。全国では誰にもみとられずに亡くなり、日にちがたってから発見される孤独死がふえています。ニッセイ基礎研究所の2011年の推計では、死後4日以上たって発見されるケース、高齢者ですが、1万5,603人に上ると言われています。北方町では「公園都市・人間都市」を基本とされています。その中の人間都市を実現するための目標として、人と人がつながる町、お互いが励まし合って生きる町、住む人との親切心と公共心、地域のきずなで結ばれた町ですと書かれています。しかし、現実には厳しいものがあります。

町では、地域包括センターで見守りボランティアとして活動されていますが、この講座を受けた人で登録をした人は22人、実際、月1回の見守りのために記録書を出していただいて確認されているということで、地域包括支援センターで話を聞きました。それで70歳以上で私を見守ってくださいという届けをすればいいということですが、現在はわずか50人だそうですが、そして22人の見守りボランティアで月1回見守っているとのこと。

ちなみに昨年の人口動態から北方町の70歳以上は、これは敬老会のことですので、男性が1,047人、女性が1,426人、計2,473人です。この中のひとり暮らしがどれだけいるかわかりませんが、結構数が大きくなっています。地域性と人間関係などいろいろ絡んできます。

これは京都の東山区の話ですが、ここでは古い町屋で住宅が密集しているところだそうであり、これは京都女子大というのが近くにあるそうですので、その協力で軒下に発光ダイオードの電球、住宅用のスイッチ切りかえは、昼間は白、夜は赤、これらを灯火することが自分の安否を外部に知らせます。住民に見守られ、長い間色が変わらなかつたり、あるいはまた変わらなかつたら周りの人が社協や地域包括にお知らせをする仕組みになっているそうであり、名づけて安心の光通信というのだそうですが、高齢単身世帯も多く、民生委員などによる行政はもう限界に近いと思います。区の助成金で賄う電球と配線工事代金は1件当たり1万数千円。電気代は月60円とのこと。北方町では緊急通報システムということで消防署につながるようになっていますが、結構これもあるそうであり、電池切れも電話をかけてくると言われていました。これは消防署に聞いた話ですが。

北方町は、先ほど話しましたが、持ち家とアパートの比率は大体半分ぐらいです。高齢者を見守り、声をかけたりする中でコミュニケーションも生まれると思います。ひとり暮らしの安否を確認することは難しいと思います。でも、やらなくてはどんどん高齢者はふえていきます。安心して人生を全うしてほしいと思いますが、町の安否確認をどうしていこうと思われているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 安否確認についてのお尋ねでございますが、現在、町では70歳以上の単身世帯は466軒、また高齢者世帯343軒、690人見えます。近年、一概には述べられませんが、親の干渉を受けたくないとか、子供に自分の人生をわずらわされたくないといった個人主義、自由主義が偏って伸長してきているように思われます。その結果がここまでの高齢単身世帯がふえてきているのではないのでしょうか。

そこで、町の見守りの実態であります、平成23年度より高齢者見守りボランティア北方を立ち上げ、支援者の見守りボランティアの方を養成し、希望する高齢者を基本月1回訪問していただいております。また、今年度は高齢者ふれあい訪問事業と銘打って88歳以上、これは明治、大正生まれの方の高齢者、これは独居、同居を問わず全員の方を訪問しまして、実際顔を見て身体状況等を把握し、その状況に応じて福祉サービスや介護保険サービスの提案や情報提供を行っております。

また、65歳以上の希望する高齢者には、月1回民生委員による配食サービス、必要な方には緊急通報電話の取り付け、そして社会福祉協議会のヘルパーが定期訪問をしたり、福祉サービスを利用されていない方には在宅介護支援センターの職員が年1回訪問し、その際、ハイリスクと思われる場合は、社会福祉協議会と連携をとり、月1回社協のヘルパーが定期訪問をする等の事業展開がなされております。

また、安否確認を民生委員の方々に全てを委ねるといってもいきません。ことしは3年任期の民生委員、児童委員の一斉改選の年に当たり、全国一斉に改選が行われました。8月末には新しい委員の名簿を県に進達しなければならないということで奔走しました。というのも、引受手が本当にはないんです。1自治会で五、六人の方に順番にお願いに回るといったような状況であります。

ある方にお願いに伺ったときには、その方の知り合いが岐阜市で民生委員をやっておられて、孤独死があったそうなんです。そのときに民生委員は何をしていたんだといった中傷を受け、大変つらい思いをされたそうで、私自身は何か社会の役には立ちたいとは思っているけれども、そんな大変な役はとてもお引き受けできないということでした。民生委員の引受手は、今後ますます難しくなると実感しております。

こんな時代だからこそ、特定の人に責任を負わせるのではなく、地域、隣近所の力が必要なのです。自治会のつき合いもせず、今は元気だから自由気ままに暮らしていきたいではなく、日ごろのつき合いの大切さを啓発し、この問題を地域がどう支えるか、コミュニティーの問題をどのように考えるかを地域の方々一人一人によく認識していただきたいと考えておりますので、お願いいたします。

また、京都市東山区のモデル事業のお話もいただきましたが、ほかにも部屋にセンサーをつけて人の動きのない場合確認をとるとか、そういった方法もございますが、個人情報であったり、転出入が激しい地域性とかがありますので、またより有効な手段を今後も考えていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 私が話をしたのは、地域包括支援センターの北方町の高齢者見守り事業ということで、これは無償で月1回見守りをしている。お金をいただかないから、簡単にいなければ帰ってくるということになるんですが、民生委員もこの講座を受けて、民生委員の方でもなっていられちゃう方もいるそうでありますので、民生委員はお金をいただくわけですので、ちょ

っと違うんではないかと思しますので、北村課長の言うように、やっぱり北方町というところも特性はありますけれども、なるべくそういう方向で進んでいったらいいなと思います。

短いので次へ行きます。

次は、生ごみの有料化の問題ですが、9月9日に西濃環境整備組合に私は出かけてきました。大野町の下座倉にあり、これは流動床炉90トンが2基と、それから溶融炉というのが90トンが1基。流動床炉で燃やしたけれどもまだかすが残るということで、再度溶融炉にかけてメタルやスラグをしてU字溝に、北方町でもちょうど3号線の南のほうに使っているそうではありますが、そういう話が出ました。そこでこの受けているのは、家庭系ごみ、生ごみですね。それから粗大系、事業系で計量されていると言われました。

粗大系というのは、北方町にはリサイクルセンターなどに私たちは運んでいるわけですが、その中で燃えるごみをまた再度西濃環境に運ぶということが粗大系ということで受け入れをしているとの話でありました。そして合併したりして、この西濃環境を構成している市町は約10市町になっています。大垣市はJRの北のほうの人たちがこの西濃環境におさめるということになっていて、今無料です。

この中で、今まで無料であるのは北方町とこの大垣市だけです。そこで北方町の家庭系ごみは2,977.08トン、粗大系が100トン、事業系が1,979.51トンになり、西濃環境全体として北方町は家庭ごみとか粗大系とか、そういうものを入れて約10%になります。これは平成24年度の計算であります。それで厚生労働省は、1袋50円で買うようにということで推奨をしているわけですが、例えば北方町が大体1週間に2回出しますと、50円の袋を買うとすると7,166世帯ありますので3,500万円ぐらいのお金が入ってくるようになります。

そこで北方町は昨年、ごみ有料化検討委員会というのをつくったわけですが、そして今年度予算でも袋をつくっています。今なぜ有料化するのかわかるか、まず1つは、その辺が遅くなりましたけど質問したいと思います。

そして私たちは年金がこの10月から2.5%の引き下げや、また食料品も値上がりをし、消費税が8%に4月から上がる。中部電力は来年の4月から電力料金を5ないし10%引き上げたいということを行っているわけであります。

北方町は、他の市町と違って、本当に貧しい人が多く住んでいるのではないかと思います。そして、ほかの地域と違って畑などもそうたくさんありません。そういうことで、ごみの有料化をしますよということで、この間も一緒に町内会で回ってきたのがありますが、可燃ごみの処理券制度の廃止についてということで書いてありますけれども、こういうことについて、本当に外堀を埋めてしまってそれから有料化を上の方でやるようなことになっているので、やっぱり大量生産して、大量消費をして、大量廃棄、こういうのではなくて、お金もかかりますけれども、地域循環型にしていく社会をつくっていくことが大事だと思っています。それで、有料化することによってどれだけ減らそうと思っているのか、その辺の考えをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 日比議員がお尋ねの生ごみの有料化についてお答えをさせていただきます。

平成26年度有料化に伴う、まず収入であります、西濃環境整備組合に排出し、当町と同一金額で生ごみの有料化をした他市町村の収集割料で計算をさせていただきますと、当町は2,200万程度の収入にしかありません。そして、ごみ袋の製作費を差し引きさせていただきますと、1,500万程度となります。

平成26年度は、ごみシールとの無償交換制度や小売店、家庭でのストック分がありますので、余り正確には収入を計算することはできませんが、多くても3,000万を超えるということはないと思われまます。

あと、有料化の時期につきましては、議員御存じのとおり、平成21年1月29日の町臨時議会で議決をいただきました北方町第6次総合計画において、ごみの減量再資源化の推進の施策として無料生ごみシール制度から町指定のごみ袋制度に見直し、あわせて一定の受益者負担を導入することについて検討することとなっております。

それに伴いまして、平成22年11月には、政策審議会から有料ごみ袋制度移行についての提言をいただき、平成23年1月に行政改革懇談会にて有料ごみ袋制度について協議をいただき、結果、住民等から意見をとり、慎重に検討する旨の回答をいただき、平成23年3月定例会にて有料化検討委員会を立ち上げ、検討する旨報告し、平成24年5月に町民公募、有識者、各種団体役員等による検討委員会を設置し、6回にわたり協議を重ね、平成24年12月4日に町長に提言書が提出されました。

これを受けて、町では平成24年12月14日行政改革懇談会にて再度協議をいただき、平成26年度から有料ごみ袋制度に移行する御理解をいただき、本年度予算にごみ袋製作費をお認めいただき、3月議会で平成26年度有料ごみ袋制度に移行する旨の報告をさせていただきます、25年度中には町民への周知と詳細内容の整備と報告しましたとおり、町では計画に基づき進めてまいりましたが、偶然にも消費税引き上げ時期と重なったものです。

○10番（日比玲子君） どれだけ減らそうと思ったんですか。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 北方町の場合は、ごみの分別制度というのは、リサイクルセンターを活用して分別収集とか個別持ち込みをやっていますので、同時にごみの分別をふやすということがありませんので、他市町村の場合ですと20%から15%ぐらいの減量が見込まれておりますが、当町の場合はちょっと20%というのは難しいと思っておりますが、せめて1割程度は減量を目指して、町民の皆様にさらなる分別の協力をいただき、10%以上は減量をしていきたいと考えております。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今、答弁としてる述べられたんですけども、やっぱり思いは確かにそういうふうになっていると思いますけれども、結局、住民に対しての説明会でも、こういう文書で1枚きりぼっぽと流されて、説明会は3月の自治会総会で話をされるということを聞いてい

ますけれども、本当に10%割り引くことができるのかどうか。不法投棄はどうであるとか、あるいはカラスがつついて破けたのを、今はちょっと余分に自治会長あたりがシールを持っているわけですけど、そういうとき自分で袋を出さないといけないとか、いろんな問題が出てくると思いますので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 今、おっしゃられた住民の説明会ではありますが、今回は分別方法が大きく変わるものではありませんので、現時点では説明会を予定しておりません。今年5月に町内8カ所で開かせていただいた町民対話集会、この折にも26年度よりごみ袋制度に移行する旨の報告をさせていただいております。

議員御存じのとおり、今回シールと同時に全戸配付を文書で案内をさせていただきました。今後も広報、ごみステーション、町内広報板への掲示、各自治会の協力をいただきまして制度移行の周知には努めてまいります。

それと、各自治会の不法投棄、ごみがステーションに出るということですが、今回自治会のほうと御相談させていただきまして、不法投棄ごみにつきましては、各自治会へ世帯数の1割相当のボランティアごみの袋をお渡しして、自治会に御足労をかけますが、もし不法投棄があった場合は中身の確認できない、所持者の確認できないものについてはその袋をお渡しして、その袋で当初は出していただくという計画も持っております。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） では、お願いしたいと思います。

次は新庁舎で時間も過ぎましたけど、お願いしたいと思います。

これは簡単に行きますけれども、今使用していますこの庁舎は昭和48年に建設をされています。その時期は大体1万2,000人ぐらいの人口で、コンクリートの建物ということで本当に新しい建物であったそうではありますが、庁舎を建てかえるに当たって、北方町の新庁舎建設基本計画案が私たちにも配付されました。これは本当にすばらしいものだと思います。プロポーザルということで実施して、設計者を選定するということがきのうでしたか決まったのではないかと思います。

これは一生に一度の大事業です。住民の中には、耐震をやったのに何で新庁舎をつくらないといけないのかという、まだ意見があります。こういう案を持って、住民のところに説明会を設けられることについてはどうかなあとと思いますけれども、やっぱり住民の知る権利を保障するためにはとても大事なことではないかと思います。新庁舎は40年、50年、ずうっとその人たちが利用するわけですので、ぜひそこをお願いしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 副町長。

○副町長（野崎眞司君） それでは、私のほうから新庁舎に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

このたびの新庁舎の建設に当たり策定をいたしました北方町新庁舎建設基本計画についてでございますが、今議員からはお褒めのお言葉をいただきまして、まことに恐縮に存じます。

御案内のとおり、本計画は町内の若手職員から成るまちづくりビジョン策定委員会、ここでまず基本構想というものを策定いたしました。これをもとに今度は幹部職員から成る新庁舎建設基本計画策定委員会、この場で現状の課題や解決策について検討を重ねました。そして町民サービスの向上、町民の利便性を十分に考慮し、町民にとって身近で機能的な新庁舎を建設するための指針を定めたものでございます。

本計画の策定に当たり、6月25日に開催されました全員協議会でまず説明を始めております。その後、7月の1カ月間をかけまして、町の広報紙7月号から庁舎1階の特設掲示板、総務課窓口及び町のホームページにおいてこの計画に対する周知を図ってまいりました。それにあわせて意見公募、いわゆるパブリックコメントという形で町民の皆様に対して広く御意見を伺ってきたところでございます。

議員御指摘の、耐震補強実施をしたのに、なぜ新庁舎を建設するのかということについては、現在の庁舎の課題や新庁舎建設の必要性について詳細にこの計画の中に記載をしております。先ほど述べましたとおり、できる限りの方法でこれについて広く周知をしてまいりましたので、現時点で改めてこの計画に対する説明会を開催する予定はございません。

なお、7月に実施いたしましたパブリックコメントの結果につきましては、6名の方から約30件ほどの御質問が寄せられました。8月中にこれについて町の考え方をホームページでお示しをしたところですが、この中で議員御指摘のような庁舎建設に対する御意見は提出されておられません。むしろ新庁舎はこうあるべきといった住民視点からの前向きな御提案が幾つも寄せられたわけでございます。

また、御承知のとおり5月に町内8会場で開催いたしました町民対話集会の折にも同様に幾つかの会場で、「いつごろ庁舎はできるのか」「これから具体的なスケジュールが知りたい」あるいは「どういう新庁舎となっていくのか」といった前向きな御意見が数件出されたわけでございます。これは現在の庁舎がプライバシーやバリアフリーの視点を持たずに建設されていることから、日ごろ使い勝手に不便を感じていること。あるいは老朽化が進んでいます。災害拠点として機能に不安を覚えていることの裏返しではないかと思えます。

このように皆さんの期待が大変大きな中、町といたしましても最大の事業であります新庁舎の建設をこれから進めてまいるわけでございますので、今後もプロポーザルの最終審査において、公開ヒアリングを実施するほか、設計や施工の各進捗段階において、折に触れ情報を提供し、町民の皆様へ積極的な周知を図ってまいりたいと思えます。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） これをもちまして一般質問を終わります。では、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） ここで昼食休憩をとりたいと思えます。2時から再開したいと思えますので、よろしくお願いいたします。

あと、一般質問が終わりましたら全協をちょっとお願いいたしますので、帰らないようにお願いいたします。

休憩 午後0時21分

再開 午後1時58分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

次に、安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をいたします。

きょうは1つ目が、重大な災害のおそれを警告する特別警報について、2つ目がスポーツ少年団の活性化について、3つ目が平和祈念講演会についての3問でございます。

それでは、まず特別警報から始めさせていただきます。

昨年7月12日九州北部を襲った記録的な大雨に対して、気象庁は初めて気象情報の表現をわかりやすいキャッチフレーズの短文、「これまでに経験したことのないような大雨」との表現で、最大級の防災情報、注意喚起を行いました。記録的な豪雨は年々増加をしており、全国1,300カ所ある地域気象観測システム、アメダスでは、1時間当たりの雨量が過去最多となる地点が昨年の59地点を上回る状況になってきております。

先々月の7月28日に島根・山口両県を襲った記録的大雨を初め、その後、全国各地で猛烈な雨による重大な災害が発生をしております。県内においても9月4日、低気圧と前線の影響で激しい雨が降り、岐阜地方気象台では記録的短時間大雨情報を8回発表、大垣市では時間雨量108.5ミリと同市の観測史上最高を記録。西濃・岐阜地区の9市町で100ミリ以上の豪雨となりました。本町においても激しい雨が降り、床下浸水1戸、道路冠水の被害が報告をされております。51年の9・12災害、本町に大変大きな被害をもたらした災害から37年が過ぎ、風化が進む中、改めて災害は忘れたころにやってくることを肝に銘じなければならないと思います。

さて、気象庁は重大な災害のおそれを警告する特別警報を8月30日から運用を開始しました。特別警報とは、従来の気象警報の発表基準をはるかに超える大雨や暴風等が予想をされ、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表されるもので、発表基準は数十年に1度の現象としており、大雨では3時間、48時間積算雨量、土壌雨量指数が50年に1度の数値となっており、暴雨風、高潮などでは5,000人以上の死者、行方不明を出した伊勢湾台風や、さきの島根・山口両県の記録的大雨などが特別警報に相当するというものであります。

先週9月16日、気象庁は台風18号の被害を予想し、特別警報の運用後、初めて福井、滋賀、京都府の3府県に発表をしました。

そこで、北方町の地域防災計画の町本部運用計画の体制についてお聞きをします。

まず、この特別警報についての取り組みについてであります。

現在、大雨洪水暴風雨などの注意報並びに警報が発表されると、被害の予想、度合いに応じて

災害対策本部は準備態勢、警戒態勢を経て、災害対策本部の設置が求められている非常体制、救助体制へと段階的に移行していくわけでありますが、今後、新たな段階として加わる特別警報を町本部体制の中でどう位置づけ運用されるのか、お聞きをします。

次に、北方町地域防災計画についてであります。

平成7年1月17日阪神・淡路大震災、3・11東日本大震災、予想される南海トラフ巨大地震、ここ数年の異常気象による想定外の雨、風の災害、そして私たちを取り巻く社会環境の変化、そうした中、これらの災害に対応する地域防災計画の見直し、修正の点検が必要と思われませんが、いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） それでは、安藤議員からの防災に関する御質問についてお答えをいたします。

まず1点目の特別警報についての取り組みでございますが、議員御案内のとおり、先月30日から特別警報の運用が開始され、早速先日の台風18号において発令されたことは記憶に新しいところかと存じます。

本警報の位置づけといたしましては、これまでの各種警報のさらに1段上の段階で危機を周知するものであり、本警報が発令されたときは、一刻の猶予もなく自身の身を守る行動をとるよう呼びかけるものであります。したがって、町本部体制としましては、災害が発生し、大規模な被害が予想されるときである非常体制に位置づけることとし、全職員体制により有事に対処する必要があると考えております。

警報等の発令の順序といたしましては、注意報、警報と段階を踏んでの発令となるわけでございますので、当然ここに至る各段階での、町としてもさまざまな対策を講じていくこととなります。例えば洪水を例にとりますと、糸貫川を初めとする北方町に関係のある河川の水位が水防団待機水位を超えたところで災害警戒本部の設置、氾濫注意水位を超えたところで災害対策本部の設置と避難準備情報の発令、避難判断水位を超えたところで避難勧告の発令、氾濫危険水位を超えたところで避難指示を発令する手順となっております。

ただいま申し上げました例については、あくまで一つの類型を示したものでありますので、実際の災害時には情報収集を密にし、刻々と変わる状況をつぶさに点検し、判断しながら対策を講じていくこととなります。

警報がこれらの水位観測のどの段階で発令されるのかは状況にもよるでしょうが、時を捉えて的確な判断を下し、措置を後手に回らないよう迅速な対策を講じていきたいと考えております。

続いて2点目の地域防災計画についてでございますが、議員御指摘のとおり、計画の点検、修正を行うことは地方自治体に課せられた義務でございます。本来、毎年その内容を点検し、修正を重ねていくものでございますけれども、昨今の災害事情の大きな変化に対応するため、見直しの作業が遅々として難航しているのも事実でございます。ただし、災害時の町職員の体制など、

実行的な部分においては、防災計画の下位対策というもので位置づけられております災害対策班編成等において、現在は対処をしているところであります。しかし、指針としての計画が現状と大きく乖離していることは大変憂慮すべき事態であると考えております。

したがいまして、本年度中に防災会議を開き、かねてより懸案とされておりました計画について修正を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（戸部哲哉君） 安藤君。

○5番（安藤浩孝君） 今、御答弁をいただいたんですが、ちょっと二、三疑問点が出てまいりました。

県では、大雨による特別警報の対応として、5キロ四方で区切ったエリアの1カ所でも50年に1度の雨が降った場合は災害対策本部を立ち上げ、緊急度が非常に高いということで知事がトップを務める第2次の非常体制のシフトをとるというふうにされております。それで、今糸貫川の話も出ましたんで時系列にちょっとお話をしていきたいなあと考えております。きょう、テレメーター雨量糸貫と、テレメーター水位北方のデータを持ってちょっとしゃべらせていただこうかなあと考えています。

9月4日、例の大雨なんですが、本町の短時間大雨についてであります。

テレメーター雨量糸貫では、13時50分に雨が降り始めました。わずか3ミリでしたけど。14時30分に10分間で19ミリの猛烈な雨となり、その後、10分間当たりで10ミリを越す雨が14時30分、14時50分、15時10分と3回ほど記録をされております。それで2時30分から5時20分の1時間当たりの累加雨量は71ミリ。先ほど午前中に、北方の本巢消防では81ミリとか言われましたんですが、糸貫のテレメーター水位は1時間当たり71ミリの豪雨が観測をされておりました。この時間帯がちょうど大垣、安八、墨俣あたりの西濃一体で100ミリを越す雨が降った時間帯と一緒であるわけであります。

それで次にテレメーター水位北方、高橋という橋の横にテレメーターがついておりますが、これで時系列に見ますと、糸貫川の水位が短時間で恐ろしいほど上昇したわけであります。平常水位は70センチであります。雨の降り始めから20分、これ、13時50分なんですが、水位変化がわずか1センチですけど、上流で降った3ミリの雨がわずか1センチ、水位の変化が見られました。14時40分に1.1メートル、15時に氾濫注意を超える1.64メートル、15時10分に避難判断水位を超える1.89メートル、30分後の15時40分は、この日の最高水位2メートル32センチを観測しております。この2メートル32を観測した時間帯というのは、テレメーター糸貫では累加雨量が100ミリを越した雨量の時間帯と全く同じ時間帯であります。その後、18時10分までの3時間は氾濫注意の水位1.6メートルを上回っておったわけであります。

その日テレビを見てみますとNHKの通常番組、そしてまた6時のニュース、7時のニュースでも、枠の上のほうにテロップで北方町糸貫川避難判断水位を超えたということを繰り返し繰り返しテロップが流されておったわけであります。私の家のほうにも2件ほど電話で糸貫川は大丈夫かと。1人の人は糸貫川を見に行かれた方もお見えになったんですが、大変不安なときを過ご

されたのではないかなあということを思っております。

こうしたときに、防災無線でいち早く住民の方にこういった不安を解消するというのが当然必要なことだと思うんですが、当日、私はちょっとそれが聞こえなんなんですが、そういった対応をされたのかどうなのかをお聞きします。

それと、先ほど避難判断水位が出た場合には対策本部設置ということを言われたんですが、この日は避難判断水位がかなりの時間にわたって出ていたんですが、町がとられました対策本部設置というのはあったんでしょうか、お聞きをします。

その2点と、最後に、先ほども注意報の話が出ましたが、大雨注意報は1時間当たり20ミリ、3時間当たりが40ミリ、大雨警報が1時間当たりが40ミリ、3時間当たりが80ミリとなっています。岐阜市では、この50年に1回の特別警報の雨量というのは3時間で160ミリとなっています。24時間雨量は386ミリとなっていますが、北方町において50年に1度の特別警報に当たる数値というのは、3時間雨量どの程度か、24時間雨量どの程度か、この3点お聞きします。

○議長（戸部哲哉君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） では、最初の無線での周知ということでございますけれども、今回の9月4日のゲリラ豪雨につきましては、無線による広報は行っておりません。まず1点目につきましてはそういうことです。

それから、災害対策本部の設置でございますけれども、今回、災害対策本部の設置はいたしておりません。

それからもう1点、北方町における50年に1度の値ということで、北方町の48時間の降水量については、私の手元で気象庁のほうからデータをホームページから開いておるんですが362ミリ、それから3時間雨量が138ミリ、それから土壌雨量指数、これが223。もう1つ指数があるんですけど、SWIという指標なんですけど、この警報基準というのは、北方町では設定はされていないということでございます。以上でございます。

○議長（戸部哲哉君） 安藤君。

○5番（安藤浩孝君） 今の防災無線で働きかけをされなかったということなんですが、テレビであれだけ繰り返し繰り返し流されている以上、何のために防災無線で、糸貫川は大丈夫ですよ。今水位は下がっていますよというような情報、皆さんがネットで水位を逐次10分間単位で見られる方ならいいですけど、おじいさん、おばあさんというのはそういうものが見られないから、やっぱり防災無線があって、あれだけの水が上がったわけです。僕の経験上、9・12災害以来の水位だったと僕は記憶していますけど、今60年北方で生きていますけど、そのくらいの水位で皆さん心配してみえる。テレビで繰り返し放送されておるのに、これ、ないというのはちょっと僕、わからんですが、今後こういったようなこともきちっとマニュアル化されたらどうですか。課長の判断とかそういうことじゃなしに、これだけの警戒水位が出て避難判断水位が出た場合はしっかり放送するという、やっぱり僕はマニュアルが必要だと思いますよ。個人個人の考えでその日のあれで出すんじゃないに。その辺どうですか、お伺いします。

○議長（戸部哲哉君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） 言われることはごもつともだと思っております、私どものほうにもそういう基準を本来は持っておりますので、ただ、今回ちょっとその辺でうまく回っていかなかったところがございますけれども、実はこの10月20日の自治会の防災訓練がございますけれども、その段階で町職員は防災訓練に合わせて今回の教訓を生かしまして、職員全員が水防に関する訓練を行います。今言われた避難準備情報と避難勧告、そして避難指示というようなもの出し方の手順についてもこの時点できちっと全職員、当然幹部職員も本部職員も含めて再度訓練をしていこうというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（戸部哲哉君） 安藤君。

○5番（安藤浩孝君） なら、しっかりよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは2つ目の質問に入ります。

2つ目はスポーツ少年団の活性化に向けての質問でございます。

スポーツの祭典オリンピックが東京で54年ぶりに開催されることが決定をしました。1964年10月10日、雲一つない東京の空に五輪マークがブルーインパルスによって描かれ、日本選手団の一条乱れぬ入場行進がオレンジのアンツーカーにひととき映えたあの光景は鮮やかな感動となり、今もあの場面、あの風景がフラッシュバックでよみがえります。世界の力、技、強さ、高さ、美しさを目の当たりにして、スポーツのすばらしさを国民が近代国家となって初めて感じた出来事、歴史ではなかったと思うわけでありませう。

そこで、今日の北方のスポーツについて質問をしていきたいと思っております。

まずスポーツ少年団についてであります。スポーツ少年団は、1962年に日本体育協会が東京オリンピックの2年前に創設をしたスポーツクラブで、一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを、スポーツを通じて青少年の体と心を育てる組織を地域社会の中にとという願いからつくられました。現在、全国で団員数が約83万人、登録指導員数が約20万人、登録団数が3万6,000団で組織をされ、活動を通じて喜びや楽しさを体験するとともに、仲間との連携や友情を育て、さらにはその過程の中で協調性や創造性などを育み、人間性豊かな社会人として成長することを期待していますとホームページにこのように記されております。

本町のスポーツ少年団は、昭和48年、野球、剣道の創部を皮切りに、昭和49年、バレーボール、柔道、その後、卓球、空手道、サッカー、バスケットボールなど、次々に創部をされました。現在では8団、団員226人を数えるに至っておりますが、柔道、卓球は部員が集まらず、平成24年度から休部ということになっております。部員数は、平成20年度286人が平成24年度226人、マイナス60人となっており、町内小学生の加入率においても、平成20年度20.7%が、平成24年度16.8%と減少しております。この減少の要因についての考えと、そしてこのスポーツ少年団の活性化に向けての応援を含めた考えをお聞きしたいと思っております。

次に、総合型地域スポーツクラブについて質問をいたします。

総合型地域スポーツクラブとは、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる場を地域につ

くり、スポーツを通して多世代、多思考、地域の多くの人と接し、友好の輪を広げるコミュニケーションといったコンセプトでもって平成14年度から事業が始まりました。16年度から文科省の委託事業として、総合型地域スポーツクラブ育成推進事業を全国的に展開推進をしました。県下においては36市町村、71のスポーツクラブが誕生しました。本町においては、いまだ未活動となっております。

この総合型地域スポーツクラブが創立されることで、世代の枠を超えた交流が生まれ、深まることによって住民意識や連帯感の高揚など、地域の活性化、町の力に大きく寄与するものと思われれます。県下36市町村において実施が進む中、本町の取り組みのおくれが気になるところでありますが、このあたりを含めてスポーツクラブに対しての御見解をお聞きいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 教育長。

○教育長（西原 朗君） まず安藤議員におかれましては、8月22日宿毛市との御縁をつくっていただき、防災協定を結びつけることができました。現在記念Tシャツやら記念クリアファイルも作成しております、日ごろより文化的、そして歴史的事業にお力添えをいただきましてありがとうございます。

安藤議員、まずこれをごらんください。これはことしの7月に北方町3小学校の4年生から6年生にとったアンケートの結果の一部です。スポーツ少年団に入っていない理由を聞いたところ、「自由に遊びたい」152名、「時間がない」111名、「スポーツが苦手」、そして「親が反対」というような声がありました。そのほかには、民間のスポーツジムへ行っているとか、そろばんやら習字、ピアノの習い事をしているなどの声もありました。

いろんな趣味があり、運動が好きな子、運動が苦手な子、それから嫌いな子もいる中、個性があつて当然だし、誰もがスポーツにかかわらなければならない必要はないと思います。しかし、中にはやる気がない、やりたくない、面倒くさいなどという人生マイナス思考の子供もいて、ちょっと寂しくなりました。

そこでこれらを踏まえ、スポーツ少年団の加入促進のために、今こんなような取り組みをしております。まずは毎年2月に新1年生から5年生に加入案内の冊子を配付し、学校からも啓発をしてもらったり、町の広報紙にも大きくPRしてもらっています。また、今年度よりスポ少の運営組織の中に育成者と指導者だけの会ではなく、体育協会、それからスポーツ推進委員の方や小学校の教頭先生も加わっていただき、活性化に向けての検討を始めているところです。それから、もうじきあります町民運動会も毎年行われていた行進ではなくて、ことしは各団のパフォーマンスによるPR活動も計画されているところでございます。

しかし、子供や保護者、そして家庭での価値観の多様化、それから官民の休みの受け皿の充実、そして共働きの増加、核家族で面倒を見てくれる人がいないなどの問題点もあります。そして何よりも指導者自身の高齢化、それから若手指導者不足なども相まって、何らかの新たな打開策を考えなきゃいけない時期に来ていると思います。

そこで安藤議員がおっしゃった2つ目のことにつながるんですが、その新たな起爆剤にならないかと思っているのが議員御指摘の総合型スポーツクラブの導入です。これも先ほど安藤議員がおっしゃったとおり、県内でいまだ設立されていない市町村は北方町を初め6地区、この白い部分だけなんです。北方町も設立に向けて、平成19年度より前教育長のもと何度も議論を重ね、住民主体の北方町独自のスポーツクラブ設立を目指してやってきましたが、新たな組織の設立に慎重な町民の意見が多くて、なかなか設立には至っていないという現状です。

そこで、今年度よりその設立に向けて準備を行っているところです。町民のニーズに合った、勝った負けたにこだわるのではなく、楽しく参加して続けていけるそんなスポーツ教室やら事業開催し、子供たちから大人までが生涯にわたってスポーツに親しめるようなクラブを設立していきたいと思っています。

計画としては、今年度中には北方町独自のスポーツクラブの設立協議会を開設し、国や県の補助も受けながら、27年の3月には設立総会を開催でき、27年の4月から運営ができるような計画で今進めています。

そして、このスポーツクラブを立ち上げることによって、先ほどお話ししました、やりたくない、面倒くさい、やる気が出ない、自由に遊びたい、興味がないと言っている子供たちが、スポーツをやる楽しさや仲間と一緒にプレーすることを喜びに気づいてくれ、もっとやりたい、もっと上手になりたい、試合もしたいという気持ちになれば、スポーツ少年団への受け皿につなげていけたらいいなあということも思っております。

これも議員もおっしゃってくださいましたが、そういったことやることによって町が目指す人間都市北方、人と人がきずなで結ばれ、町民同士が互いに励まし合える、そんな北方町というものを目指す大事なアイテムの1つになっていけたらなというふうに思っております。

安藤議員を初め、皆様方の深い理解と大いなる応援、御支援をいただけたらありがたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 安藤君。

○5番（安藤浩孝君） 新しい教育長さんにかわられて、かなり積極的にいろんなことを今言われまして、いっぱいいいことを言っていただきまして楽しみでございます。

先ほども少しオリンピックの話もしたわけですけど、今回はオリンピックのスポーツの持つ力というのは本当にすごいなあということで、子供たちもオリンピックであと7年後ですか、またオリンピック選手を目指したいということで、スポーツも活発になってくるのかなあということを思っております。

ことしの全国高校野球選手権、夏の甲子園であります、岐阜代表は坂口監督が率いる大垣日大が甲子園に駒を進めたわけであります、県予選の登録メンバーは20人なんです、県は。ベンチへ入るのは、甲子園になると15人なんです。それが新聞にずうっとメンバーが掲載をされていまして、出身校別にずうっと目をやりましたら、糸貫中学が10人出場してみえましたね、ことしの夏の県予選に。それで穂積中学が7人、穂積北中が6人ということで、北方中学はちょっ

と寂しくゼロではなかったんですが、お2人ほど入っております、思わず拍手をしてしまいました。2人で拍手をしてしまいました、10人ぐらいで思いっきり拍手をしたかったんですが。

こういったことがスポーツ少年団の加入率の長期低落というんですか、加入率が低くなっている影響ではないか。子供たちのスポーツ離れ、先ほどもやりたくない、面倒くさいといろいろ言われたわけでありますが、それと1つ、教育長のほうから指導員不足の話も出たんですが、私も高齢化だとかということで、指導員不足というのは、本当によく考えていかないかなあと思っております。

他市町では、今、指導員バンクというものを設けて、それで例えば中学、高校、大学でもいろんなスポーツをやってみえる方がそのバンクに登録して、もし要るようになったらそのバンクから登録された方が行くというような物心両面の応援をしてみえるわけですね。今、スポ少の補助金が6団体192人で、1人頭にしますと2,800円ということになるんですが、指導員のほうは全くないんですね。全くボランティアなんですね。この暑い日でも寒い日でも、本当に車に乗っていかれてお茶代もない、ジュース代もないというようなところで今やっておみえになるんですが、よその市町でやっている今の指導員バンクというのはそれなりの手当がつき、やっておるんで、やっぱりそういったことによる指導員不足ということもある程度考えていかないかと思えます。その辺を含めて、指導員バンクというか、そういった提案について、いかがお考えかちょっとお聞きします。

○議長（戸部哲哉君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 安藤議員、ありがとうございます。

今、学校では、ボランティアバンクというのを開催して、いろんなことでボランティアをしてくださる方の人材バンクは取り寄せているんですが、スポーツの指導についてのボランティアもその中に含めておるんですが、もう少し狭めた意味での募集もかけたいし、何らか手当なんかも考えていけるといいなあということは思っておりますので、これから勘考させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（戸部哲哉君） 安藤君。

○5番（安藤浩孝君） ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは3点目、最後の質問になります。

68年前の夏、アメリカのB29爆撃機や広島と長崎の2つのまちをたった1発の原子爆弾によって一瞬して人々が暮らしていたまちを廃墟にし、多くの人の命を奪い、傷つけました。原爆は今なおあのときの黒い雨が人々の体、暮らし、心を苦しめています。1954年、第五福竜丸での被曝、そしてあの忌まわしい3・11福島原発事故による放射能汚染、私たちは核の恐ろしさを2度、3度身を持って知らされておるわけであります。

我が国は核戦争による世界で唯一の被爆国として、恒久平和、核兵器廃絶の先頭に立つ義務があると思えます。政府は、さきに開かれた核拡散防止条約（NPT）再検討会議準備委員会で核兵器の人的影響に関する共同声明に賛同署名をせず、世界の期待を大きく裏切りました。原発

においても事故の検証がないまま再稼働、他国に輸出をしようとしており、また我が国が再び戦争をしないと誓った平和憲法が今変えられようとしております。

先月、名古屋市名東区にあります戦争と平和の資料館「ピースあいち」に行ってきました。常設展のほかに追悼中沢啓治、絵本「はだしのゲン」の原画展が開催をされていました。ちょうど松江市教育委員会がこの「はだしのゲン」の閲覧制限を小・中学校に要請、実施している問題の最中で、市民の関心は高く、館内は人であふれていました。平和、命の大切さ、戦争の悲惨さを学ぶ作品が、ここ40年何一つ問題ないままに来たものが、今ここに来て閲覧制限をする・しないという事態が生じることに何か恐ろしさを感じる時代へ進むのを危惧しております。

そういった中、きらりホールにて第2回平和祈念講演会が開かれました。小峰秀孝さんの被爆体験は耳を塞ぎたくなるようなすさまじい衝撃を受けました。とめどもなく涙が頬を伝い、改めて核兵器も戦争もない平和な世界をつくらなければならないと胸に深く刻んだわけであります。

日本国憲法前文に、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定するという平和への強い国民の決意が記されています。これからも平和祈念講演会の機会を捉えて戦争体験、被爆体験を語り継ぎ行動することが、今生きる私たちにできることだと思います。

そこで質問をいたしたいと思います。

戦争の風化が叫ばれている中、非核平和都市宣言は市民の決意を示すものであります。平和祈念講演会の運営主体を行政主導から行政と住民参加の協働した実行委員会形式で進めることが望ましいと思いますがいかがでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（戸部哲哉君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） まずもって、ただいまの議員の平和に対する熱い思いや、核兵器や原発に反対する強い思いを感じました。

それでは、平和祈念講演会についてお答えをさせていただきたいと思います。

議員御存じのとおり、北方町非核平和都市宣言は平成23年9月議会において、全会一致で御承認をいただき宣言をいたしました。まちではこれを契機として、悲惨な戦争を再び起こさないため、また平和意識の高揚を図るために、平和市長会議等、各種平和協議会への加盟や平和都市宣言碑文や宣言塔を設置したほか、平成24年度から毎年8月に平和祈念講演会を実施しているところであります。

当初、平和祈念講演会を開催するに当たりましては、平和意識の高揚という目標を達成するためにはどのような内容とすべきか、またどのようなプログラム編成にすべきかなど、初めての試みでもあり、大変難しい課題でありました。そのため、広島市の平和市長会議事務局、及び長崎市の長崎平和推進協議会に北方町の平和に対する取り組みや平和に対する思いなどを踏まえて相談をいたしましたところ、平和意識の高揚を図るためには、資料や数字を提示するよりも、被爆体験者本人の生の声を聞いていただくことが最も効果的で説得力があるとのアドバイスをいただくことができました。また、あわせて被爆体験者の語り部の方のあっせんもしていただき、平和

祈念講演会の実施に至ったところでございます。

そのような中、今後の講演会の実施に当たり、運営主体を行政主導から住民も参加する実行委員会形式で進めてはどうかという御提案をいただきましたが、今のところ平和祈念講演会の実施に当たりましては、事業が昨年度から始まって2年目でもありますので、当面の間はこの方式で運営を続けていきたいなというふうには感じておりますが、実行委員会形式を含む運営方法については、今後も検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

しかしながら、戦後70年近くが経過して被爆体験者の方々はますます高齢になられ、健康上の問題もございますので、これまでのような被爆体験講話をお願いできるわけではなく、例えば非核・反核の立場の方の講演をお願いしたり、記録映画の上映など、講演会の内容を変化していくことが予想されます。そのため、今後は平和祈念講演会だけではなく、非核平和推進事業として事業の充実を図っていきたいとも考えておりますので、よろしく申し上げます。

今後さらなる平和意識の高揚のために、議員を初め、広く皆様方の声をいただきながら、参考にさせていただきながら進めてまいりたいと思っております。また、住民の皆さんの企画による自主的な活動が生まれてくることも期待をしているところでございます。これからも非核平和を推進していくために御協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（戸部哲哉君） 安藤君。

○5番（安藤浩孝君） 当分はこういう流れというか、こういうスタイルで続けたいというお話だったと思います。

少しつけ加えさせていただこうかなと思っております。

きょう、ここに名古屋市の金城中学、クリスチャンの学校かな、ここは。ここの中学校の「私の聞いた戦争、見た広島」という本を持ってきました。この冊子は総合学習の一環として広島へ修学旅行に行かれた方の成果をまとめ上げたものなんですね。以前は壁新聞なんかでそういう発表をしておったんですが、非常に金城中学は先進的な学校ということでありまして、クラス全員が平和を求める気持ちを共有するということや、そしてまた向こうへ行ってみたもの、聞いたものを後世に伝えたい。そういうあかしを残したいというようなことから、こういう目的の本をつくられたらしいです。

それで、初めはやっぱり学校側からの提案というんですか、そういうもので始まったものなんですが、今はしっかり根づいて、本当に学校の先生とか、その辺の力も借りずに自分たちだけで修学旅行のプランを立てたりとか、こういった取り組みをしっかりとやってみて、本物のあれを見たなど。歴史がありますから、もう十数年これをやってみて、北方の場合はまだ長崎が3回目ということで、まだ歴史が全然違うんで比較対象にはならないんですが、こういったことをやってみるところがあるんですが、ただ、今回、平和祈念講演会北方町は私も本当に涙しましたし、すばらしい講演会だったと思うんですが、北方中学の生徒さんも一生懸命見てきたもの、聞いてきたものを発表していただいた。これもすごかったと思うんで感動したんですが、ただ1つだけ残念なことがあったんですよ。

それは何かといたら、来年また修学旅行を行かれると思うんですよ、長崎へ。そうしたら今の2年生が、僕が見た範囲ではどなたも来てみえなかったかなど。発表される方だけがあそこでステージへ上がられてやられたと。やっぱりこれ、本当に事前学習にはすごいあれだと思うんですよ。本当に生の被爆体験の声を聞けたということはすごいことだと思うんですよ。そういったチャンスというか、二度とこの北方の地でそんなに聞けない機会を、まざまざ中学生の子供たちが逃して来てくれない、聞いてくれないというのは、非常に残念な思いが僕は強くしました。

それが1点と、それからもう1点、北方の平和祈念講演の3日後の8月11日に瑞穂市で開催された非核平和コンサートというのにちょっと行ってきましたけど、きょう、僕もたまたまこれも、吉永小百合さんが全国にメッセージで送ってみえる「夾竹桃物語—わすれていてごめんね」というのが前からあったんですけど、これの朗読と小さい子供たち、少年・少女合唱団というのがコラボレーションで非常に立体的に恒久平和のメッセージを伝えてみえたというのが、非常に胸に僕は響いたんで、先ほどもまた今後は映像だとかいろいろ言われてみえるんで、ぜひそういったものも取り入れてやっていただきたいなあと思います。

将来にあっては、やはり子供から、大人から、学生からみんながそれに参加できるような、そういったものを目指していただきたいなあということを思いますが、昨年まで中学の校長先生でございましたが、そのあたりどうですか、ことし、そういうような呼びかけとか、そういうことはなかったですか。ちょっとその辺をお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） ありがとうございます。

呼びかけをさせていただいたんですが、平日の夏休みということで、なかなか塾等々が忙しくてということがあるんですが、実は2年生は1月から、今で言う3学期から平和学習を取り組めます。そして3年生に向かって長崎へ行くという。予定でいきますと1月、2月の平和学習のスタートのときに、実は今回の講演のところをビデオで撮っておりまして、3年生が発表したプレゼンも撮っておりますので、それを2年生全員に見せて、そこからじゃあ僕たちはどんな勉強をしていくんだろうということをスタートさせたいと思いますので、決して無駄ではなくて、積み上げてより深いものを考えさせていきたいなと思っております。

○議長（戸部哲哉君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） 私はもう1点のほうの平和コンサート等というお話をいただきましたが、我々も今言いましたようにこの講演会だけにこだわっているわけではなく、やっぱり事業として進めていきたいという中で、瑞穂がやっている取り組みというものも興味を持っておりますので、今後研究をさせていただいて、やれるときにやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 安藤君。

○5番（安藤浩孝君） それでは、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） これで一般質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

第3日は27日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午後2時46分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成25年9月26日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

